

第四十八回国会 農林水産委員会議録 第三十九号

昭和四十年五月十八日(火曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 濱地 文平君

理事 坂谷 英一君

理事 坂田 英一君  
理事 本名 武君

理事 東海林 稔君

字野 宗佑君

池田 清志君

金子 岩三君

吉川 久衛君

小枝 一雄君

田口長治郎君

高見 三郎君

中山 築一君

野原 正勝君

細田 吉藏君

栗林 三郎君

千葉 七郎君

松浦 定義君

山田 長司君

小平 忠君

林 百郎君

農林政務次官 館林三喜男君

(農林經濟局長) 久宗 高君

農林事務官 昌谷 孝君

水産庁長官 松岡 亮君

委員外の出席者

(農林事務官) 石田 朗君

(農地局管理部長) 山中 義一君

(水産厅協同組合課長) 専門員 松任谷 健太郎君

農林事務官 関根 秋男君  
(合議長) 本名 武君

専門員 松任谷 健太郎君

本日の会議に付した案件

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓営農振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三四号)

積雪寒冷单作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案起草の件

農林水産業の振興に関する件(漁業問題)

○坂田(英)委員長代理 これより会議を開きます。

本日は委員長所用のため、委員長の指名によりまして、委員長がお見えになるまで私が委員長の職務を行ないます。

内閣提出、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓営農振興臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前会に引き続き質疑を行ないます。松井誠君。

○松井(誠)委員 災害関係の法律案を審議をするたびに私は思うのですけれども、個人の災害に対する政治の責任といいますか、そういう問題について、どうもやはり基本的な姿勢がびしっとしているのではないかという疑問をいつも持つわけなんです。

そこで、最初に、これは基本的な問題ですかねども、私は、個人災害といいのは、その個人の何か過失によって招いたといいうものでなければ、やはり政府あるいは政治が最終的には責任を持たなければならぬものだと思う。よく天災か人災か

字どおり不可抗力の天災であっても、それは個人としてもどうしても防ぎ得ないという意味で、個人には責任がない。したがつて、逆にまた、そういう意味で、政治が責任をとらなければならぬ。

だから、個人の災害というのを何か援助をするの

は政治の恩恵だということではなくし、まさに政治の責任としてやるのだという基本的な姿勢といふものが、災害を考える場合に、大前提としてどうしても必要だと私は思うのです。これは抽象的

な議論でなしに、あとで具体的な問題をお伺いす

るときにもどうしてもやはり出てくると思いますので、最初に、この点について、次官の御意見を伺つておきたいと思います。

○館林(三)政府委員 いま松井委員のお話のありましたことは、もつともございまして、文字どおり天災でございますので、天災による災害を受けた者につきましては、当然政府としてはこれを救済する責任があることは申すまでもないわけであります。決して恩恵といいう立場で何か特別に救

濟をしてやるんだという立場であつてはいかないということは、私は当然だと思います。今度天災融資法の改正をいたしましたのも、北海道の冷害等にかんがみまして、やはり政府としては、北海道その他の災害民の救済をしなければいけないという国家的な義務から出ているわけでありま

して、全く松井委員のお考えと同感でございます。○松井(誠)委員 お答えは、必ず質問をすればそういうお答えが出てくるのが通例なんです。しかし現実には、政府の施策というのが、ほんとうに個人災害に対してもう一つ責任を感じておるか

などかといふことになりますと、また話は別になってしまいます。公共的な災害については、まあ牛の歩みのようではありますけれども、ともかくだんだん改善されることはありますけれども、しかし個

国民経済に重要な影響を及ぼさない災害については、いままでやっているいろいろの災害復旧についての制度があるわけであります。しかし、国民経済に相当重要な影響を及ぼすようなものでございますから、個人の經營資金までも貸し与えたいというわけでございます。すなわち、国民経済に影響を及ぼす場合には、非常にたくさん人が被害を受ける。しかもその被害が激甚だといふ場合には、やはり政府としても特別の措置を講ずるというが、私は、天災融資法とか激甚災害法の大きなたてまえだと思つております。したがいまして、国民経済に重大な影響を及ぼさないものは、国家がほつておくといふわけでは全然ございません。ただ、国民経済に重大な影響を及ぼす場合には特別の措置を講じなくちゃいけないというのが、この二つの法律のたてまえだと私は思つております。

深さが同じである。しかし、一方は国民経済に影響を及ぼすという規模になつておる、一方ではその規模になつていらない、その規模になつていない場合の被害者と、その規模が大きい場合の被害者と、個人の災害を救うというたてまえからいけば、元来は同じに取り扱わなければならぬということを前提にすれば、国がめんどうを見るほど大きな規模の場合は国がある、しかし、そこまでの規模にいかない場合には地方公共団体がやると、たてまえができるおらなければ、個人的には同じ程度の被害者でありながら差別待遇を受けるということになるわけでしょう。実際にはそういう差別がないような措置が行なわれておるかどうか。  
○久安政府委員 この境目の問題になりますと、用上よく紛争が起きたわけでござりますが、いま御指摘を受けましたよろなところに何らかの線を引きかざるを得ないため、個別の経済から見ますと、どうもおかしいという問題が現実には避けられないよう思うわけでございます。ただ、運用具体的にはいろいろ問題があるとかと思います。今日までも、適用地域の問題をめぐりまして、運用上よく紛争が起きたわけでござりますが、いまいたしましては、災害の問題でございますので、相当彈力的に今日まで対処してきておりますので、結果におきましては、一応いまの自助の立てまえのもとに、国がそれをバックするということで処理をしてまいっているというふうに考えております。

○久玄成政府委員　たいへんむずかしい問題でござりますして、天災融資法の組み立ての根本にかかる問題だと思います。今日までもよくそういうお話を出まして、私どもも内部でいろいろな検討はしてみました。その場合に、被害の度合いと、その被害が起りました場合に、かりに個人で処理ができるせん場合、町村なり県なりのこれらの關係を考えますと、これを全部統一的に処理をいたしましたといたしますと、町村の財政なり県の財政なりを全部洗い立ててやれば、結果的な公平が得られるような措置がとれ得るものと思うわけでござります。現実にはさうようなことができんのでは、どうしてもある一線で線を引かざるを得ない、こういうことだらうと思います。したがいまして、天災融資法のたてまえといしましては、やはり一定の規模に達しないものにつきましては、それぞれの町村なり県の段階で処理をなさることを前提といたしまして、それをオーバーいたしましたものは国がどうしても発動せざるを得ないので御援助申し上げるというたてまえは、国の施策としてはくすぐせないのではないかとうふうに考えております。だが、運用といたしましては、御指摘のような問題が境目に起こりますので、運用の面におきましては、彈力的に扱うとしておたてまえで今日までやってきておるわけでござります。

Digitized by srujanika@gmail.com

ておるかといふことをお尋ねしておる。

○久宗政府委員 天災融資法では、経営資金を貸す制度といたしまして天災融資法ができるおわけであります、が、災害に対します一連の施策で申し上げますれば、それ有限つたものではないわけでござります。被害と二つずつこの二年間開

とかそういうことにつきましては、別途にいろいろな施策が御存じのようにあるわけであります。そこで、個人の方で非常に激甚な災害を受けられた場合には、天災融資法の発動はできないけれども、天災融資法にかかる他の措置で、しかも県段階で、あるいは町村段階で、あるいは農林省以外の施策においても、そういう個別のほうのそのものを対象にいたしました施策というものがありますので、現実にはそれで処理をしているということがあります。

○松井(説)委員　具体的な実態をこまかく調べないと私もわかりませんけれども、しかし、いままでのいろいろな措置では足りないとということで、今後更に努力をしてまいります。どうぞよろしく

金融資本がでてきたと居ります。それによつて同じものをやるうとすれば、やはりその行政当局が積極的な指導をして、国民経済的な規模に達しない場合であつても、個人の被害がこれと同じようなものであれば、差別待遇にならないようしきといふ積極的な行政指導といふものが非常に重要になつてくるし、それをぜひ今後もお願いしたいと思います。

そこで、ちょっとお尋ねしたいのですが、國民経済に影響を及ぼすといふきわめて抽象的な表現は、一体どの程度のものがそななのかということがわかりません。これは何か具体的な基準があるて、これ以上のものが國民経済に影響を及ぼすのだという具体的な基準といふものがござりますが天災が起りますたびに計数をはじきまして、

財政当局とやり合はわけであります。が、今まで

の運用の実態から申し上げますと、おおむね三十九億をこえるもの、その辺が一応のめどになつておるわけであります。特殊な例といたしましては、これを割つた場合に發動いたしました前例もござりますまい。

**○久次政府委員** これは実際から申しますと、いざなつて運用されてきたのですが、  
ともかく三十億といふものが一応のめどに

おしそうな考え方があるわけでござりますが、内閣を申しますと、大蔵省あたりは五十億くらいでなければおかしいじゃないかということで、押し問答になりますて、被害が現実に起りまして、それの額だけではなくして、熊様とか、その時期とか、その影響とかいったようなものが、計数ではいかれないものもありますので、今までの経験では、私どもは大体三十億を前提にいたしまして交渉をして、ものごとをきめてきたわけでございま

す。前例といたしましては、三十億を割つたものも數件あるわけあります。そういう場合には必ずしも三十億にこだわらず被害額をきめまして、しかも天災融資法を發動したことがござります。

○松井(誠)委員 その三十億といふのも、理論的な根拠といふものは何にもない。しかも、三十年當時と現在とでは、財政的な規模が非常に違つてきておる、あるいは貨幣価値も違つておる。そういう中で、一へんきめた三十億といふものがいまでもあなどなつておる、このこと自体、國民經濟に影響を及ぼすというこの文句が、実は財政上

の理由からであつて、ほんとうに天災融資法の精

神から出たものではないのだといふことを結果的に物語つておる。先ほどなぜ国民経済云々といふ前提を入れたのかといふ私の質問に対し、いろいろ言わされましたけれども、私はもっぱら財政的な

理由であつたと思う、個人のめんどうを全部見る  
ということになつたら大いへんだ、やはりある程  
度のところで線を引かなければならぬといふ財政  
的な理由があつて、この条件が入つたのだといふ  
御答弁のほうは、私は正直だと思う。そういう理  
由があるからこそ、三十億という、いわば額だめ  
式な、どんぶり勘定式な数字が一度前提になる  
と、もうそれが動かせないという形になつてしま  
うんじゃないかな。私は、この国民経済云々といふ  
前提をいますぐはずせというふうなことは申しま  
せん。しかし、これは先ほど冒頭に申し上げまし

たように、個人の災害は政治の責任だという。そういうきびしい姿勢からいけば、おかしいと思う。ですから、この問題について、これはもう天

金融資法の基本的な問題でありますので、おそれとはいかぬかもしませんけれども、やはりそういう政治の責任という立場において御検討をお願いいたしたいと思うのです。

それから第二番目にお尋ねをしたいのは、この法律の適用を受ける被告者等というのは、この法律の条文をまつ正面から読めば、農業なら農業を中心としてやる、漁業を中心としてやる、林業を中心としてやるといふものに限らざるようになつておつて、し

たがつて、第二種兼業といふものは入らないとい  
うたてまえになつておるようありますけれど  
も、これは間違いございませんか。

○久保政府委員 第二種兼業は入つております  
ん。

○松井(謙)委員 第二種兼業を入れなかつた理由  
は、これは昭和三十年ごろとしては、私はそれな  
りの理由がないわけではなかつたと思うのです。  
しかし、最近のように、特に農業においてはもう  
二種兼業も四割二分ですか、農業白書の数字によ  
ると、それくらいの比率を持つてきました。そうななり

ますと、その二種兼業の農民をこの天災融資法か

ら縮め出すというのは、一体いいものであらうか。この点は、おそらく昭和三十年ごろではこういう事態は予想もできなかつたと思ひますけれども、現在になつて一體この仕組みでいいかどうか

か、そういう点について、最初に御意見をお伺いしたいと思います。

○久司政府委員　たてまえといたしまして、天災融資法では、前々から御説明いたしておりますように、農林漁業それぞれの分野におきまして、生産の主たるにない手であつて、主たる収入を農林漁業から得ておる専業及び第一種兼業というものに着目いたしまして、融資の対象にいたしておりますわけでございます。しかしながら、御存じのよう

に、兼業關係が非常に変わつてきておりますので、その点の検討が必要であるわけでございま

す。実際問題といたしましては、これが農林漁業を主として営むものであるかどうかといった判定、あるいは被害が起きました場合の被害の程

度の認定といふものは、具体的に市町村長の認定にゆだねられておるわけでござります。したがいまして、結果的にはございますが、従来これを運用しました実績から見てみますと、相当そこに彈力的な扱いが行なわれてているというふうに認められるわけでございまして、かような点から、現在の段階で二種兼業までも全部含めてやるかやらなければならぬかという問題につきましては、やはり一応こればかりおいて、そして運用の面で、市町村長の

認定のところまで末端におきます運用の妙を發揮したほうがよろしいんじやないかというふうに考えたわけでござります。

いうような農業政策が、ここに少しも加味されておるのではないと思う。農業政策以前の問題として、先ほども言いましたけれども、個人の災害は政治の責任だという、災害前の状態になるべく復してやらなければならぬという、そういう責任に基づいておるとすれば、第二種兼業を除くといふ理由は、私はないんじやないかと思う。理由があるからいいではないかといふのが、実際的な理由でしょうけれども、しかし、それだとすると、このとすれば、第二種兼業だから、そこで相当な被害を受けても、その主たる所得のほうから補えるのだと、いうことが天災融資法の趣旨だとすれば、一種兼業、二種兼業を区別をするという理由はないか。この点はどうですか。

○久宗政府委員 天災融資法を見ておりますのは、まあ短期の經營資金であるわけでございまして、したがいまして、普通いわれます二種兼業でござりますと、農業經營の部分といふのが相対的に小さいわけでございまして、そこで、被害を受けました場合、資金をかりに資金需要のほうから見ました場合に、いわば無理にこの資金を借りなければならぬということになりますと、やはりいま運用できるような実態であろうかと思ひます。農業の規模から申しますと、どこかで線引きをかなければならぬということになりますと、それはどうりいまの經營資金を見るのだという点、それがどうのくらいのウエート入っているかという二つを組み合わせますと、やはり二種兼業といふようなことを一つの線を引いてみる以外に方法がないんじゃないかと思います。經營資金の非常な要望がどの程度あるか、それを別にござりますけれども、先ほどのごとき申しましたような町村長の認定という具体的な措置を経て運用いたしました結果から見ますと、特別の強い要望がここでは出でていないと言えると思います。

それからもう一つ、この基準をもし直すといふことにいたしますと、相当膨大な層が入ってまいります。

るわけでございます。そういたしますと、金体の農林漁業者に金を貸すうといたします場合の基準をさらにしづらざるを得ないという問題が起ります。現在ではむしろ農業を中心としてやつておられる方に限定いたしておりますので、それとの関連で、基準がいわば甘いと申しますか、妥当な線にあると思うのですが、その対象を非常に広げてやるところになれば、貸し付けの基準でござりますとか、対象のしづら方につきまして、逆にもつと条件をきつくするというような要望が当然出てくると考えられます。そういうものもかみ合わせて考えてみますと、大体この辺に線を引くのが、現状に即して適当ではないかと考えております。

○松井(誠)委員 災害の場合には、あなたが言われたように、自助、みずから助けるということを原則とするたてまえをもととすれば、経営資金といふものを借りなくてもいい層にまでやる必要がないのではないかといふ議論が出てくるかも知れません。この点は根本的にやはり政治の責任としての議論のある問題ですけれども、その点は私はいいのではありませんが、いまのお話で、二種兼業にまで広げると非常に広くなり、非常に財政資金がたくさん要る。たくさん要るということになりますと、限られた資金ではかえって一戸当たりは少なくなりはしないか。それは、もう天災融資法という、いわば災害の起きに出て出す金を、あらかじめ財政の規模でワクをつくってしまふということ自体がおかしい。災害というのは、どの程度の災害があろうと、これでまかなえといふのになつてみなければわかりませんから、したがつて、あらかじめ災害のワクをきめて、どの程度の規模の災害があろうと、これでまかなえといふのは、どいかということを中心にして議論するのがほんとうだ。そうでなければさか立ちをしていると思

兼業、結局被害はたくさんあるけれども、その対象農家が一人もないといふ奇妙な結果も、理論的には出てくる。そういうものを救うためには、やはり二種兼業を入れるということに踏み切るよりによって、差別ではなくすることができるし、やはりこれだけ兼業が普遍化をしてくると、漁業の場合は、この間の漁業センサスを見ますと、相当に利用するといふ意味なら別ですよ。しかし、いうものをいま天災融資法のほうからはずすといふのは、もし理由があるとすれば、やはり専業農家を育成をするという、そういう構造政策をこれの法律というものは、そういう農業政策以前の問題だと思うのですね。政治の何といいますか、利用するといふ意味なら別ですよ。しかし、いろいろなところから出でるとすれば、そういう構造政策上の配慮は要らない。  
いろいろなことを考えて、私は、二種兼業をこの際林漁業者にやはり考え方あるのじゃないかと思うのですが、次官、いかがですか。  
○館林（三）政府委員 昭和三十年にこの天災融資法ができましたのは、天災にあつた被害農林漁業者に対して、経営資金を低利で貸し付ける、そぞろと御質問のありましたように、国民経済に重要な影響を及ぼすというようなワクもはめましたし、農林漁業者につきましても、農業をおもな漁業とするとするということにきめたわけでござります。

かし、実際いまお話をのように、「二種兼業」というようなものにつきましては、さよなら立場から除いてあります。それは先ほど局長が御説明いたしましたとおりに、農業をおもな業務としていい、すなわち、第二種兼業につきましては、他の人がコンスタントにある、したがつて、経営資金等は要らないという意味いやありませんけれども、何とかやつていけるだらうといふたてまえで、私はこの法律ができるのだろうと思ふのです。しかし、いまお話をのように、私はほんとうにもつともだと思う。やはり先ほど私が申し上げましたように、政治の責任からいふと、当然かよろなものにつきましても救済の恩恵を与えるくちやいけない。たとえて申しますと、先ほどお話をありましたように、国民経済に重要な影響を及ぼさなくとも、たとえば一つの谷合いの中で非常に激甚な災害があつたと、いうようなときも、これが適用されるということは、私は趣旨としてはけっこうだと思う。いままで天災融資法はそのつど必要に応じて改正いたしましたし、金利とかあるいは償還期限といふようなものにつきまして改正いたしましたのも、やはり去年の北海道災害等をきっかけとして改正したわけでございまして、きのうからいろいろ御質問がありましたことにつきましての回答を承りましても、天災融資法につきましては、まだなるほどいろいろこまかい点について改善しなくてはいけない点があるということは、非常に痛切に感じたわけでございまして、今後その問題につきましては十分に研究させていただきたい。ただ、農林省としては、この二種兼業を除いたのは、構造政策といふような第二次的な立場で考へているわけじやありませんので、ただ一応天災融資法としてワクを引くならこの程度だということで、今日まできたわけです。しかし、お話を点は十分に参酌いたしまして、今後ほんとうに地についた天災融資法の改正をいたしたい、私はかように考えております。

業、農業、林業といふように一つづきあらわに考へておる。しかし、特に私は島に住んでおるわけですから、島なんかへ行きますと、農業をやつ、林業をやつ、漁業をやつ、そういう二本の足で三ヵ所に踏み込むわけにはいきませんけれども、無理をして二本の足で農業、漁業、林業の三ヵ所に踏み込んでおるわけです。そういう形でどうによつて生活を支えておるけれども、農業だけでは二種兼業になる、漁業だけでは二種兼業にならぬ、そういう層といふのは、半農半漁の村に行けば幾らもあるわけです。そういうものが、しゃくし定木にこれを適用すれば、当然ここからはみ出すということになる。これは、今までの具体的な運用というもので、何かそういう問題にぶつかったことはございませんか。

○久宗政府委員 はなはだむずかしい問題でありますて、現在のたてまえといたしましては、農林漁業の経営資金をまかぬのだということです。一応個別には整理をいたしております。実際問題といたしましては、主たる業種による損害といふのを積み重ねまして、それに対する対処のしかたをしておるわけであります。しかしながら、実際の運用といたしましては、末端での認定といふ問題がござりますので、今日までその問題があまりやかましい形で出ておりませんのは、末端の町村長のところにおきます認定が、その土地の実情なりまた被害の態様なりに即して、具体的に処理をしていただいた結果、処理ができるものと考えておるわけであります。これを割り切ろうといつますと、またいろんな弊害と申しますか、逆に被害を受けた側から見て損な問題も起こつてしまひますので、簡単に結論が得られないでおるわけ

であります。

○松井(誠)委員 二種兼業の場合もそうですけれども、いまの問題についても、運用で何とかいふことを言われるわけです。しかし、本来の法律のワクをはずすことを前提にした運用といふのは、ほんとうはおかしいのですね。ですから、本来のそういうワクをはずさなければならぬくらいいなら、やはり正々堂々と法改正をするほうが私はいいと思う。というのは、恩恵云々という一種のアクセサリーみたいなものが実は足かせになつて、財政的に苦しくなれば、この条件というものは、できるだけきびしく査定をしようということになつてござるを得ない。きわんとした適用の基準がないわけですから、財政規模で広がりまして、狭くなる、そういう危険を考えると、運用が彈力的であるというのは、一面にはいい点もあります、しかしこういう場合にそういう弾力性にだけ期待をするということでは、私はむしろ危険だと思う。ですから、いまの農林漁業合わせて専業であるというような場合は、やはり正式にこの対象になり得るような法改正——技術的にはちょっとめんどくさもしれませんけれども、そういうものをやはりお考えになるのがほんとうだろうと私は思うのですが、これも次官もう一ぺんいかがですか。

○鎌林(三)政府委員 今まで農林漁業につきましては、兼営しているものにつきましては、その被害は被害の総額で決定しているわけでござります。天災融資法の経営資金は、農業經營に必要な資金として貸し付けるものでありますから、被害農業者の林業經營とかあるいは被害漁業者の農業經營、こんなものをすべて合わせまして計算しているわけでございまして、決して林業なら林業あるいは農業なら農業、別々に計算しているわけではありません。

○松井(誠)委員 経済局長、それでいいのですか。

○久宗政府委員 いまの政務次官からお答え申しましたのも、被害を受けた方に出た金の使い方に

つきましては、いま申し上げたようなどとなんでも

ございます。ただ、最初の被害額そのものにつきましては、一応業種に分けまして、主たる業種についての被害を認定いたしまして、それで金が出来るわけでございますので、御質問のほうはその前段階の問題だと思います。それは分かれておるわけであります。その点について、はたしてそれがよろしいかどうかといふ問題につきまして、私どもはいろいろ検討はしておりますけれども、が、それを割り切らざりますと、漁業でございましてとか、林業でござりますとか、農業でございますとか、林業でござりますとか、農業でございますとか、上まで全部縦割りにしてしまって処理をするということになる、制度的な組み立てから申しますと、そういう問題を派生するわけであります。そななりました場合には、はたして全体として、たとえば林業園係者にそれでよろしいか、漁業園係者にそれでよろしいかという問題を考えますと、必ずしも利点ばかりではないわけでござりますので、そこで、踏み切れないでいるわけでございます。したがつて、現実にはどう処理しているかと申しますと、先ほど申しましたように、具体的にたとえば離島なら離島におきまして、あるいは特殊な漁業地帯におきましての運用におきましては、その町村長の認定の際に、そういう問題が具体的にその地方の実情に即して処理されているということで、問題が片づいているというものが実情でござります。

○松井誠委員 ちょっとわかりにくいのですけれども、ともかく次官の先ほどの御答弁は少し違ひます。いままたる農業の被害、主たる漁業の被害、あるいは主たる林業の被害といふものを積み重ねて総額が出ている。そのときに、主たる農業、主たる林業、主たる漁業のどこにも入らない被害のところは、初めから積み重ねの中にも除外をされるということに、しゃくし定木にいけばなるわけでしよう。ですから、そういうことを始めから認める前提をくずさなければならぬじゃないかと、いうことを私は言つている。その結果、何かあなたのお話などと、全部縦割りにして、林業なら林

業の被害総額がかえつて少なくなるということに

○久宗政府委員 これはこの種の制度にはどうしても伴隨する問題だと思うのであります。全部縦割りに処理をしようといたしますと、それについての要件をまた非常にしばらなければならぬといふ問題が起ります。そこで、現在の立て方で申しますと、たとえば漁業につきまして、漁業プロパーの災害が非常に大きな災害が起つた、しかし、その額を特別に規定しようといたしますと、国民経済との関連といふような問題の割り切りにおきまして、必ずしも漁業プロパーとして処理をしたほうが有利かどうかということに、条件をきめます場合の制約がござりますので、はなはだやりにくい問題がござります。そこで、現在のところでは、農業災害の関連におきましてある地域にこの施策が適用されると、その恩恵を受けて漁業も適用を受ける、こういうような実際の運用になるわけでございますが、これをもつと申しますが、どうもどこかで線を引かなければならぬということで、どつちにワエートを置きましても、どつちかに弊害が出るわけでござります。

そこで、現在まで運用してみて、はなはだしく申しますが、どうもどこかで線を引かなければなりませんと、結果におきまして表情に即した処理をしますと、大体農業を主体といいたしまして、林業なり漁業につきましても、おおむね普通の災害でござりますと、結果におきまして表情に即した処理なって、不利益を招きはしないかというお話なんですかけれども、私はその趣旨がよくわからないのです。これは総額ですから、農林漁業を合わせて主たる業をやっている者のその総収入の一割なら一割がこうだというふうに書けば、少なくともその法律の適用の上からはそれで済むわけです。具体的に被害額を計算するときにどうするかという問題は別の話だと思う。ですから、そういう不利益を受けるという局長の御答弁の理由が私はまだよくわかりません。



額のものを見るというがこの天災融資法のたてまえなんだと言われましたけれども、建設資金といふのは經營資金には入らないのですか。經營資金とすれば少くとも何ぞやといふ、何か法律上の定義があるわけですか。きのうト部委員の質問に対する御答弁では、例示みたいなもので、經營資金はこれに限るという意味ではないのだという趣旨の御答弁があつたと思うのですけれども、施設資金は經營資金に入らないというてまえは、一体どこから出金に入らんといふてお答え願いたい。

金は含まないというように初めから定義をする必要はないんじやないかと思う。漁業にとって、漁船といふものは最大の基盤です。したがつて、それは施設資金か經營資金かなどといふ定義の問題とは離れて、それがなければどうにもやつていけないということです。とすれば、これがやはり天災融資法の当然の対象になると考へるのは、經營資金といふ日本語を通俗的に解釈すれば、そうなるので、それを二トンというふうにきめて、施設資金は軽微のものに限るという眼定そのものが、どういう意味かわからない。定置やそういうもののについては一千万といふものを認めておきながら、漁船についてはなぜそういう軽微なものに限らなければならないのか、そういう必然性といふものはあるのですか。

金融資本のほんうで見ようじゃないか、片方にはそれ以上のものにつきましてはもちろん公庫資金といふものが前からもあり、これからもやつていいこうということと、両方のコンビネーションでお考えいただいたらよろしいのじやないかと思ひます。

○松井(誠)委員 コンビネーションで考えるといふことそのものについては、私はあえて反対はしませんけれども、しかし、金融公庫の貸付の条件というものを業務方法書によつて見ますと、確かに期限は長い。利子も漁業構造改善の漁船の場合には五分五厘くらくなつておる。むしろ天災融資法よりも条件がいい。だから金融公庫に行けといふ理由にはならない。そうじやなしに、天災融資法の条件が悪いのはいかぬじやないか、金融公庫の条件よりも悪いといふ天災融資法の条件があるかという議論になつてこなければならぬ。そうじやないでしようか。つまり、金融公庫では一応有利な条件になつておるけれども、しかし、担保とかそういう問題で、現実には小さいのがなかなか借りられないといふことがあつて、それでは天災融資法で見ようといふ趣旨からおそらくきたのだと私は思ひます。しかし、それだからといって、二つをコンビネーションで考えて、だから二トントン以上のやつは金融公庫にまかせておけばいいという議論には私はならないと思うのです。

漁業センサスなんかを見ましても、十トントンくらいまでは、資産は何がしかあるかもしませんけれども、負債もそれに応じて多いのです。だから、規模が大きいことは、それだけ金融能力があるといふことはならない。沿岸漁業振興法では、一応十トンということで線を引いておる。十トンとまでべんにいくのは無理だとすれば、三トンないし五トンといふものを——政府の漁業白書によれば、中核的漁家として自立經營の育成をしようといふことを考えて、その辺くらいまで広げて——ほんとうならば私は十トンと言いたいですけれども、そのコンビネーションということを考えれば、あるいはその辺でも——とにかく一トンといふ非常に小さいところで押えないで、これは漁員

○館林(三)政府委員 経営資金の解釈の問題でございますが、経営資金の中にも、もちろん炭がまとあるいは漁船というように、いわゆる施設資金といふものもあるわけでございまして、経営資金の中には、純粹の経営的な用途ではなくて、施設的な設備資金もあることは申しますでもあります。ただ、その施設の場合に、漁船につきましては、農林漁業金融公庫のほうにおきまして、やはり施設資金として制度金融の道がある。そうすると、そのどちらを適用させるかということにつきまして、いままでの現行法としては、「トントン」というところに一つの線を引いておるというのが、これが現実の姿であります。しかし、いまお話しのように、立法論としてはいろいろ議論もあるだらうと思いますが、現在の状況からいつて、「トントン以上の場合は経営が非常に豊かであるといふことを考え方られませんので、立法論としては、私はこれから先十分研究しなければならぬ問題だと思ひます。

○松井(誠)委員 次官が言われるよう、「トントン以上は経営が楽だなんてそういうものではないわけですから、ぜひひとつこれからあと検討の問題としてお考えをいただきたいと思います。

もう一つ、最後に、やはり漁船漁業に關係をするわけですから、少しあんどうな問題をお尋ねをいたしたいと思いますが、いわゆる回遊魚といいますか、泳いでいる魚を相手に漁業をやつておるという場合に、天災でその魚がとれなかつたという場合、この現行法のワクの中でそれをさばくといふことはできるのか、できないのか、いかがでござります。

○久宗政府委員 回遊魚の問題でございますが、やかましく申しますれば、やはり漁業者の収入減の数量並びに金額の関係をどう把握できるかといふ問題だらうと思います。したがいまして、完全な管理下に入つておりますもの、たとえば養殖漁業のようなものは、もちろんこれは対象にできるわ

けでございますが、回遊魚につきましては、さよ  
うなことはテクニカルにできないので、ここでは  
考へられないわけでございます。

○松井(誠)委員 いまの御答弁は、どの程度の損害  
かといふ問題と、どち道損害額の問題ですけれ  
ども、二つの問題ですね。私は、その損害額とい  
うものを押える方法というものは、御承知のよう  
に、先年漁業災害補償法というものができて、そ  
して漁獲共済というものができました。漁獲共済で  
は、何年かの平均の漁獲量といふようなものを基  
準にして、共済限度額ですか、それに満たない場  
合にはそれを損害とする、損失とする、そういう  
たてまえが制度的に確立をしたのですから、それ  
をそのまま使えば、少なくとも例年よりはこれだ  
けの額が少なかつたという、その損害の絶対額が  
出でくる方法は、私はできたと思いますけれど  
も、これはどうでしょ。

〔委員長退席、刈谷委員長代理着席〕

○久宗政府委員 これはたいへんむずかしい問題  
なんでございます。一応二つに分けまして、天災  
とその被害との因果関係がかりに説明できるとい  
う問題は別といたしまして——それができました  
場合におきまして、最終的には、もちろんそぞう  
いう天災がなければ当然得べかりし収入金額のう  
ち、その天災によつて得られなかつた金額を把握  
するということが、おそらく、回遊魚の場合には  
管理が可能な状態にないわけでございますので、  
私はきわめて困難であろう、こういうように申し  
上げておるわけでございます。したがいまして、  
現在の処置といたしましては、そういうものにつ  
きましては、もちろん、災害補償法のほうではそ  
の問題を検討しておられますけれども、少なくと  
も融資の関係におきましては、天災融資法のほう  
でそれを取り上げることは非常に困難ではない  
かと思ひます。次官お聞きになつておるわけです  
けれども、この漁船漁業の問題について、私はいま  
まで二つ出しました。漁船漁業というのは、なか  
なか養殖漁業と違つてうまくいっていない。特に  
沿岸の漁船漁業といふのはうまくいっていない。  
ですから、普通ならば、天災融資法にしても何に  
しても、優先的に私はめんどうを見る対象だと思  
ふるところです。ところが、漁船漁業が、この天災融資  
法の中で、いま言われたよろいの理由で、大事な点が抜けておるわけです。漁船漁業で、た  
とえば定置なら定置も漁船漁業でしようが、ある  
象が生じしましても、その不漁の直接の原因が、そ  
の漁期の始まる前の自然的条件にあつたのか、あ  
るいは漁期のうちににおける自然的条件にあつた  
のか、そういうことを判定することはむずかしいの  
だ、こういうことが一つの災害の特定との関連に  
おいて問題になると思ひます。

○松井(誠)委員 そうしますと、いまの御答弁で  
は二つになると思ひます。一つは、その損害の額  
と天災との因果関係がどうかという問題と、損害  
他の政策体系で考えるべき問題であろうといふ  
うに思ひます。

○松井(誠)委員 そうしますと、いまの御答弁で  
は二つになると思ひます。一つは、その損害の額  
と天災との因果関係がどうかといふ問題と、損害  
他の政策体系で考えるべき問題であるといふ  
うに思ひます。

○松井(誠)委員 そうしますと、いまの御答弁で  
は二つになると思ひます。一つは、その損害の額  
と天災との因果関係がどうかといふ問題と、損害  
他の政策体系で考えるべき問題であるといふ  
うに思ひます。

かといふ問題と、どち道損害額の問題ですけれ  
ども、二つの問題ですね。私は、その損害額とい  
うものを押える方法というものは、御承知のよう  
に、先年漁業災害補償法というものができて、そ  
して漁獲共済というものができました。漁獲共済で  
は、何年かの平均の漁獲量といふようなものを基  
準にして、共済限度額ですか、それに満たない場  
合にはそれを損害とする、損失とする、そういう  
たてまえが制度的に確立をしたのですから、それ  
をそのまま使えば、少なくとも例年よりはこれだ  
けの額が少なかつたという、その損害の絶対額が  
出でくる方法は、私はできたと思いますけれど  
も、これはどうでしょ。

○久宗政府委員 これはたいへんむずかしい問題  
なんでございます。一応二つに分けまして、天災  
とその被害との因果関係がかりに説明できるとい  
う問題は別といたしまして——それができました  
場合におきまして、最終的には、もちろんそぞう  
いう天災がなければ当然得べかりし収入金額のう  
ち、その天災によつて得られなかつた金額を把握  
するということが、おそらく、回遊魚の場合には  
管理が可能な状態にないわけでございますので、  
私はきわめて困難であろう、こういうように申し  
上げておるわけでございます。したがいまして、  
現在の処置といたしましては、そういうものにつ  
きましては、もちろん、災害補償法のほうではそ  
の問題を検討しておられますけれども、少なくと  
も融資の関係におきましては、天災融資法のほう  
でそれを取り上げることは非常に困難ではない  
かと思ひます。次官お聞きになつておるわけです  
けれども、この漁船漁業の問題について、私はいま  
まで二つ出しました。漁船漁業というのは、なか  
なか養殖漁業と違つてうまくいっていない。特に  
沿岸の漁船漁業といふのはうまくいっていない。  
ですから、普通ならば、天災融資法にしても何に  
しても、優先的に私はめんどうを見る対象だと思  
ふるところです。ところが、漁船漁業が、この天災融資  
法の中で、いま言われたよろいの理由で、大事な点が抜けておるわけです。漁船漁業で、た  
とえば定置なら定置も漁船漁業でしようが、ある  
象が生じしましても、その不漁の直接の原因が、そ  
の漁期の始まる前の自然的条件にあつたのか、あ  
るいは漁期のうちににおける自然的条件にあつた  
のか、そういうことを判定することはむずかしいの  
だ、こういうことが一つの災害の特定との関連に  
おいて問題になると思ひます。

それから次に、不漁の直接の原因となつた災害  
を特定できる、それはわかるのだといふに前  
ういう損害額の認定が可能だということを前提に  
しておる機構なんです。ですから、損害額  
が幾らかということは、私は技術的には困難では  
ないと思う。困難かもしれないけれども、少な  
くとも不可能ではない。あなたが言われるよう  
に、その損失といふのは、いわゆる積極的な損害  
でも、そういう消極的な損害も、この法律にいう損失  
だというたてまえをとるとすれば、損失額、損害額  
の絶対額を計算をすると、それは不可能  
でない。問題は、やはりあなたが言われたその天  
災との因果関係、あるいはその天災の因果関係は  
あるけれども、その中で、損害額がどれだけ因果  
関係があるか、そういう問題だと思う。しかし、  
その問題は、何もこの漁業だけの問題ではない  
のぢやないかと私は思う。たとえば農業の場合  
にしたところで、これが確実に一〇〇%天災と因  
果関係があるということを立証するのはむずかし  
い。しかし、何がしかの天災以外の要素が入つて  
くる場合は、おそらくいろいろな場合があると思  
う。そういうたことを考えると、漁業の場合にだ  
け天災と損害額との因果関係がはつきりしないよ  
うに考へるのは、私はおかしいのぢやないかと思  
う。漁業災害補償法といふものができない前なら  
ば、そういう議論もやはり成り立ち得たかも知れ  
ない。しかし、漁業災害補償法で漁獲共済という  
ものに踏み切つた以上は、その前提といふものが  
大きくてすれども私は考へていんじやない  
かと思ひます。次官お聞きになつておるわけです  
けれども、この漁船漁業の問題について、私はいま  
まで二つ出しました。漁船漁業といふのは、なか  
なか養殖漁業と違つてうまくいっていない。特に  
沿岸の漁船漁業といふのはうまくいっていない。  
ですから、普通ならば、天災融資法にしても何に  
しても、優先的に私はめんどうを見る対象だと思  
ふるところです。ところが、漁船漁業が、この天災融資  
法の中で、いま言われたよろいの理由で、大事な点が抜けておるわけです。漁船漁業で、た  
とえば定置なら定置も漁船漁業でしようが、ある  
象が生じしましても、その不漁の直接の原因が、そ  
の漁期の始まる前の自然的条件にあつたのか、あ  
るいは漁期のうちににおける自然的条件にあつた  
のか、そういうことを判定することはむずかしいの  
だ、こういうことが一つの災害の特定との関連に  
おいて問題になると思ひます。

○松井(誠)委員 漁業災害補償法のほうでは検討  
をしておるという段階ではなくて、もう制度的に  
できておるわけですね。漁獲共済といふのは、そ  
ういう損害額の認定が可能だということを前提に  
しておる機構なんです。ですから、損害額  
が幾らかということは、私は技術的には困難では  
ない。管理はしていないけれども、損害

ならないことが、次の問題になつてくるわけあります。その場合に、回遊魚の漁期というものは比較的長い場合が多いわけあります。その結果といふのは、その漁期のあとになつてみないとわからないことがあります。昨年イカの不漁がありましたけれども、これは魚価の点などもあるまいとして、岩手県では非常に被害が多くございました。したけれども、北海道のほうでは漁家全体から見てどうやらとんとんになつたといふような話を聞いているわけであります。したがいまして、漁期のあとになつてみると、それが天災による不漁であつたのかどうか、こういう点の判断がつかないために、ほかの漁に出る、いろいろな事情もございまして、ほかの魚をとる、そういう漁獲があつたかどうかというふうなことによつて、減収された額が違つてくるわけであります。そういうことが一つと、それから不漁によりますために、魚価が非常に上がってまいります。そういう魚価の上昇の問題。それからその魚が来ないために、ほかの漁に出る、いろいろな事情もございまして、これが天災による不漁があつたかどうかというふうなことによつて、減収された額が違つてくるわけであります。それから先ほど局長から申し上げましたけれども、現在の天災融資法の法体系のもとでは、無主物は対象にしておらない、こういうような事情がございまして、回遊魚を天災融資法の対象にすることは、技術的に困難ではないか、こういうふうに考へておるわけであります。

○松井(誠)委員 いまの専門的な御説明で多少わかったのですけれども、四つばかり理由をあげたと思うのですが、一番最後の無主物については、

天災融資法には別に無主物についてはたけれども、天災融資法には別に無主物についてはとかなんとかいふことは何もない。ただ現実にここに書いてあるものが無主物でないといふだけで、無主物については天災融資法の適用をしてはいけないという議論は、私はそこからは出てこないと思う。それから一番目に言われた理由で、その採業の前に生じた条件か、途中に生じた条件

かといふよなことを、どちらでもいいことなので、その天災との因果関係がありさえすれば、やはり損害と見ていのじやないかと思うのです。それからもう一つ、損害額について、天災との因果関係だけなしにいろんな条件があり、条件をいろいろ並べましたけれども、それは確かにそういつてはいるけれども、それは確かにそろは、少なくとも量の違いはあるにしても、農業、農林だってあり得ると思う。自然的条件だけにいつでも左右されておのではなくて、いろんな場合があり得ると思う。ですから、問題は、やはりあなたが言われた一番最初の、これがほんとうに天災であるのかどうか、単なる自然的条件と考えるべきものかどうか。これが周期的に不漁がある、周期的に豊漁がくる、そういうものは異常とは初めから考えられないじやないかといふ議論ならば、これは議論としては意味があると私は思ふ。したがつて、農業と同じあるいは林業と全く同じように取り扱えといふのは、あるいは無理かもしれません。しかし、たとえば私のいる佐渡で大きな定置がある。去年からことしにかけて、雪が降らなくてあたたかくて、ブリはさっぱり来ない。何年ぶりかで大きな損害を受けた。これはまさに戦争異変ですね。その戦争異変といふのは、一體天災と見るべきかどうか。これはまた最初の問題に返つて、国民経済規模の云々にまたひつかることはあるといふ問題がありますけれども、その問題は一応別にして、戦争異変なら戦争異変といふものが異常な自然条件、異常な天候だと考えれば、それは天災だと考えていい。どうしてもそれが天災の因果関係から説明ができない場合は、これは除くよりも説明できる場合もあるわけです。説明ができる場合があるとすれば、それは最初から対象からはずすということはおかしい、そのように私は考えるのです。次官、最後にその点についての御意見をお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

○鎌林(三)政府委員 天災と被害との因果関係の

かといふよなことを、どちらでもいいことなので、その天災との因果関係がありさえすれば、やはり損害と見ていのじやないかと思うのです。それからもう一つ、損害額について、天災との因果関係だけなしにいろんな条件があり、条件をいろいろ並べましたけれども、それは確かにそろは、少なくとも量の違いはあるにしても、農業、農林だけにいつでも左右されておのではなくて、いろんな場合があり得ると思う。自然的条件だけにいつでも左右されておのではなくて、いろんな場合があり得ると思う。ですから、問題は、やはりあなたが言われた一番最初の、これがほんとうに天災であるのかどうか、単なる自然的条件と考えるべきものかどうか。これが周期的に不漁がある、周期的に豊漁がくる、そういうものは異常とは初めから考えられないじやないかといふ議論ならば、これは議論としては意味があると私は思ふ。したがつて、農業と同じあるいは林業と全く同じように取り扱えといふのは、あるいは無理かもしれません。しかし、たとえば私のいる佐渡で大きな定置がある。去年からことしにかけて、雪が降らなくてあたたかくて、ブリはさっぱり来ない。何年ぶりかで大きな損害を受けた。これはまさに戦争異変ですね。その戦争異変といふのは、一體天災と見るべきかどうか。これはまた最初の問題に返つて、国民経済規模の云々にまたひつかることはあるといふ問題がありますけれども、その問題は一応別にして、戦争異変なら戦争異変といふものが異常な自然条件、異常な天候だと考えれば、それは天災だと考えていい。どうしてもそれが天災の因果関係から説明ができない場合は、これは除くよりも説明できる場合もあるわけです。説明ができる場合があるとすれば、それは最初から対象からはずすということはおかしい、そのように私は考えるのです。次官、最後にその点についての御意見をお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

○松浦(定)委員 本法は、昨年の臨時国会で北海道の冷害に照らして改正をしたのだ、こういふ御説明であります。むろん、当時の議論の中心は、北海道を中心とした冷害に対しましての対策であつたことは間違いないのであります。金利なりあるいは据え置き期間の延長等について

問題でございますが、農業とか林業とかあるいは漁業におきましても、漁具がやられた、あるいは漁船がやられたといふときには、因果関係がはつきりしておるわけでございますけれども、いま問題の回遊魚の問題につきましては、私は、いまは、まず第一に、先ほどいろいろ御質問がありました水産庁の課長から申し上げましたように、因果関係の把握が非常に困難だと思う。そんな意味で、私は、農林省としては、いまの御質問に対しましては消極的な考え方を述べておるわけでございます。もちろん、これが非常にはつきりしておるという場合には、これから先の解釈論と申しますが、あるいは立法論として考え方を述べなければいけませんけれども、他の林業とか農業と相当違った性質で、まだ必ずしも松井委員の御意見のとおりといふことにはなつていてないわけでございます。

○松井(誠)委員 私は、別に法律を考えなくて、現在のこの天災融資法で、天災といふものについて、まだ必ずしも松井委員の御意見のとおりといふことにはなつていてないわけでございます。御承認のとおりに、当時五百七十三億という膨大な被害であったことには間違いないのであります。確かに天災資金並びに自創資金等の配分についても、必ずしも現地の要望にこたえておりません。それはやはり一つのワクがあつてそういう形になつたと思うのであります。そのためには私は必ずしも受け取れないのですが、最終的に決まりましたワク内においての資金融通によつて、今日の北海道における冷害対策といいますと、今までの北海道に對する支障がないというふうには私はございません。しかし、たとえば私のいる佐渡で大きな定置がある。去年からことしにかけて、雪が降らなくてあたたかくて、ブリはさっぱり来ない。何年ぶりかで大きな損害を受けた。これはまさに戦争異変ですね。その戦争異変といふのは、一體天災と見るべきかどうか。これはまた最初の問題に返つて、国民経済規模の云々にまたひつかることはあるといふ問題がありますけれども、その問題は一応別にして、戦争異変なら戦争異変といふものが異常な自然条件、異常な天候だと考えれば、それは天災だと考えていい。どうしてもそれが天災の因果関係から説明ができない場合は、これは除くよりも説明できる場合もあるわけです。説明ができる場合があるとすれば、それは最初から対象からはずすということはおかしい、そのように私は考えるのです。次官、最後にその点についての御意見をお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

○松浦(定)委員 本法は、昨年の臨時国会で北海道の冷害に照らして改正をしたのだ、こういふ御説明であります。むろん、当時の議論の中心は、北海道を中心とした冷害に対しましての対策であつたことは間違いないのであります。金利なりあるいは据え置き期間の延長等について

は、触れていたわけです。しかもそれは時間の関係上といいますか、いろいろな関係から、次の国会においてこれを提案したい、こういうことであつたわけであります。今国会でその趣旨に沿つて御提案されたのでありますけれども、私は、まず第一に、先ほどいろいろ御質問がありました水産庁の課長から申し上げましたように、因果関係の把握が非常に困難だと思う。そんな意味で、私は、農林省としては、いまの御質問に対しましては消極的な考え方を述べておるわけでございます。もちろん、これが非常にはつきりしておるという場合には、これから先の解釈論と申しますが、あるいは立法論として考え方を述べなければいけませんけれども、他の林業とか農業と相当違った性質で、まだ必ずしも松井委員の御意見のとおりといふことにはなつていてないわけでございます。

○松浦(定)委員 本法は、昨年の臨時国会で北海道の冷害に照らして改正をしたのだ、こういふ御説明であります。むろん、当時の議論の中心は、北海道を中心とした冷害に対しましての対策であつたことは間違いないのであります。金利なりあるいは据え置き期間の延長等について

に貸し付けるところのワクがきまつておるわけであります。私の質問は、たとえば百十三億といふその金額が、いまお話しのようでござりますと、非常に貸し付けの作業がおくれておる。しかし、貸し付けの作業がおくれていることは、作付がおくれているといつても違ひがないと思うのであります。が、ことしの気候によつておくれているといふのじやなしに、計画的に一月から順次、少なくとも三月一ぱいくらいには個人個人の計画をきめてしまつて、これこれの金が必要である。しかし、政府からこれだけ来ておる、これでは足らぬから、農協がどうするかということをきめておるので、私はその經營に対する配分の状態をお聞きしておるわけであります。そういう点について、もしその程度の消化しかできていないとすれば、現地の農業団体なり市町村が怠慢であるというふうに言わなければならぬと思うであります。が、そういう点をひとつ明確にしていただきたいのであります。

○久宗政府委員 この前の改正がとりあえずの改正でございまして、あとで本格的なものが出るという前提でやつてきておりますので、手続でありますとか準備は、私どもの掌握している限りはそれぞれやつておるわけでござります。ただ、現実の資金需要をいたしましては、一般の営農のおくれもござりますが、制度改革を頭に置かれまして、借り控えておられるという面も出でるよう聞いております。

○松浦(足)委員 そうちますと、大体において昨年度の百十三億あるいはまた自創資金の五十億のものは相当渾沢であったといふように思つております。資金のワクが足りないために非常に問題が起つておるとは考へおりません。

○松浦(定)委員 私はなぜこれを聞くかといふと、あるいはことしの心配される情勢からいきまして、昨年度の北海道の対策についてどうであったかということが基準になるのじゃないか、こういうことでお聞きしておるわけなのです。いまのお話ですと、まあ十分であつたといふようなお考えであります、が、実際問題として、五百七十三億という認定は政府がしたわけです。政府の認定によつてあれだけになつた。しかし、対策としては、百十三億あるいはまた五十億といふもので、あつた。その間、そういう支障がないということになれば、農家個々がそれだけの資金があつたのだ、こういう結果になるわけですね。そういう見方をしてもいいのですか。

○久宗政府委員 損害額いたしましては、先生がおつしやったような数字でございますが、実際の資金需要につきましては、百十三億ときめました場合に、これはもちろん末端から全部積み上げるのでございませんで、上のほうから計算をするわけでございます。実際問題いたしましては、私どもは現実の資金需要の計画そのものの内容を聞いてみましても、非常に資金ワクが不足であつたとは考えておらないわけでござります。損害額と現実に必要とする資金額とはおのずから別ではないかと考えます。

○松浦(定)委員 時間の関係がありますから、政府のほうではそれで十分であつたといふ御認識であるのなら、そういう受け取り方をしておいて、次の問題に進みたいと思うわけであります。

今回御提案になりましたのは、金利の引き下げと償還期限の延長、こういう二点にあるわけであります。そこで、金利三分五厘を三分とするということではあります、これは災害に対して画期的な対策だといふふうに考えておられるのかどうか、その点をひとつ明らかにしていただきたい。

○久宗政府委員 三分五厘というもとの金利そのものにつきまして、これは相当特別な金利でありますと考へておるわけでございます。災害の資金でござりますので、いわば資金の性格いたしまして、

では、比較的短期の金でございますので、それとの関連で、三分五厘というのも、やはり災害でありますがゆえの特別の考慮でございまして、相当これ自身が低い金利であったと思ふわけでござります。私どもとしては、それをなおかつ災害の実情に即して金利の改定をしたいということでお約束しておりますので、無理をしまして三分という線を出したわけでございます。これは長期資金なら別でございますけれども、短期資金といつしましては、たとえばこれを逆に理論的に説明してみるといわれたら困る程度に特別な金利であると私は考えております。また、実際の今まででの災害で考えますと、三分五厘資金というものが大体八割貰当だと思います。特に昨年の冷害で申しますと、九割以上が三分五厘資金でございます。その三分五厘資金を三分にしたということは、相当大きな効果を持つてくるというふうに考えておられます。

相当問題になる点だと思います。そこで、本来ならば、三分資金というのではなくて、短期資金としてはほとんど例のない非常に低い金利であるということを申し上げたわけですが、非常に大きくなりますので、それとの関連で金利を下げるということは、当然出てくるわけになります。短期資金を考えると、三分にしまして金でござりますれば、借り受けた方の金利負担が非常に大きくなりますので、それとの関連で金利を下げるということは、当然出てくるわけになります。金利でございまして、これはまさに災害であるがゆえにできるだけ低い利率を適用しようじゃないかということです、踏み切ったわけでございまして、金利体系としては異例のものと考えられるということになります。

なお、三分五厘資金が非常に多かつたと申し上げましたのは、結果におきまして、三分五厘資金を貸さなければならぬような事態が、天災融資資金の発動に関連して非常に多かつたわけでございまして、その三分五厘資金を改定したことは、相当地具体的な意味を持つものであろうということを申し上げたわけであります。

○松浦(定)委員 政府はただ金利補給的なものをやるわけですね。何も金をそれだけ貸してどうういうのではなくて、ただその間ににおける金利補給的なものをやるだけですから、これはいまのようすで、長期資金なら長い間かかる返すのだから利子があまり高くては困るであろう。しかしながら、利子が高くては困るから、そういう冷害のようすの場合における短期資金だから、多少それは高くてもいいのだ、こういうお考え方であります。長期資金といふのは、どちらかといえば、ある程度安定的な農業経営に踏み切った人に貸す金であるにもかかわらず、こういう冷害の場合に貸す金は、そういう考え方からいへば、ゼロですか。長期資金といふのは、どちらかといえば、ある程度の審議の過程について、昨年もこの問題はずいぶん議論になつたわけですが、今度出されると場合には相当思い切った金利体系を確立されるよ

思ったわけです。ところが、いまのようなお考えですと、やはりそれは短期資金だから下げられないということになるわけです。しかし、私は、いまの三分でもって画期的だとおっしゃるのは、これはどうも深刻な冷害に対する政府の見解としては間違つておるのではないかと思うのです。ですから、私どもとしては、たとえば先般の衆議院を通過いたしました農地管理条例ですら、当初は二分、四十年という構想を立てられた。それがいろいろな事情で三分、三十年になつた。しかし、今度の冷害に対する金利もそれと同じ三分だということになれば、何ら努力された功績といいうものは認められないのじゃないか。そういうような考え方からいければ、これはむしろ二分なり一分なりにすべきであると思うのですが、こういう点について、政務次官は、やはり画期的な金利の引き下げをやつたのだ、こういうふうにやはり自信を持つていらっしゃるのかどうか。いや、これじやまだ十分ではないけれども、やむを得ず応急的にやつたのだ、将来また改正の時期がくれば改正したいというお考えなのか、その点をひとつはつきりしていただきたいと思います。

きだというような、相當強い発言があつたといふことを私は聞いておる。私ども社会党は、この三月分は高過ぎる、この際二分にすべきだ、というのでは、ゼロとは言つていない。ところが、与党の中では、ゼロにすべきである、開拓者の問題等についてはなおさらのことといったよな強い意見が中にはあつたということを聞きますと、やはり政府は押し方が少し足りなかつたのではないかといふふうに考へるわけです。そういう点で、これでもうて画期的だとおっしゃつておるのでですが、私どもとしては、この機会に、少なくとも当時私どもが対案として出しておきました、この法案からいえば、二分というのが当然だと思いますが、この点はひとつ十分また考慮していただきたいと思うわけであります。

それからもう一つ、昨年の資金ワクの増大のときに、激甚災害に対する特別財政援助の法律の中の第八条で、政令で定める場合においては五千万、こういうことが規定されておつたのです。ところが、今回それを六十万に改正されたわけですね。それが昨年のワクの改正のときには、この問題には何らお触れにならないで、今回これがこれは十万円でも多くされたことについては、私どもは反対ではありません。反対ではありませんけれども、なぜ去年同時に改正されなかつたのか。あるいは特別に何か理由があつて十万円をふやされたのか、この点をひとつ明らかにしていただきたいと思います。

○久宗政府委員 昨年の臨時国会のときも御説明したと思いますが、当時これを分類いたしまして資料が整備されておりませんで、つまり、經營形態別に分ける資料が不備でございましたので、手がつけられなかつたわけでございます。今はその資料ができましたので、それをベックにいたしまして、補完して改正したということであります。

○松浦(左)委員 そうしますと、たとえば昨年の七月以降の災害に本法は適用されておるわけですね。昨年七月以降本法が適用されておる中に、この政令で定める五十万を貸し付けたというワクが

では次に、法律が確立すれば、法律が施行される点を規定する法律が存在する。そこで、法律が確立されれば、法律が施行される点を規定する法律が存在する。そこで、法律が確立されれば、法律が施行される点を規定する法律が存在する。

か。ます。  
、当然  
する必  
とどく  
ば、そ  
やむち  
これは  
かつた  
年の七  
し付け  
ね。  
施行き  
して、  
にお伺  
は、金  
いうこ  
に發生  
順次申  
し上り  
なんで  
れば、  
いばい  
六月に  
の半年  
と同時  
ます。  
のもの  
りてお  
本法

（次回）議事録  
六月一日  
市町村の要は、  
一定の手続  
規則の策定  
かるわざを  
ますがら  
きます。  
います。  
以後にし  
て、これ  
いて天然  
たものば  
きまし  
とする  
類及び  
から附

改定の理由は、改正法を公布の日から施行するに至るまでの間、災害が発生する可能性があるためです。そこで、改定の内容として、災害時の応急救援体制を強化する方針が示されています。具体的には、災害時に必要な機材や人員を確保するための措置が盛り込まれています。

いよいよ  
日にして  
開いて  
はまい  
手続と  
かなん  
なはだ  
あるの  
による  
書いて  
て、と  
おく  
適用す  
て、と  
い法律  
の御説  
の施行  
の実行  
に凍結  
正正を適  
なつた  
二日以  
と七月  
三月  
うござん  
新法の  
第項  
の日

天災融資法第二条第四項第一号及び第二号の規定を適用するとしまして、第三号の金利の改正規定を適用していないのは、前記五災害につきまして以後三分の利率で貸し付けようとする場合、すなはち融資機関と地方公共団体との間に締結されたります利子補給契約は、三分五厘で貸し付けられることを前提として、その内容が定められておるわけござります。これは変更しなければならないわけでございますが、このためには県議会や市町村議会の議決を必要としますので、この変更手続が完了するまでの時間的ズレの間においても、被害者が緊急に必要とする資金を従来どおり三分五厘で貸し付けを受けられるように借り受け者の便宜をはかったものでございます。これはかりに金利の改正規定を適用することとしますと、三分五厘で貸し付けても天災融資法上の経営資金でなくなってしまいますので、利子補給ができないと規定が法律上は要るわけであります。したがいまして、三分の利率の適用を排除此するものではございませんけれども、以後三分の利率で貸し付けられるもの及び一定期間に三分に利率を引き下げる旨の契約の変更が行なわれたものにつきましては、現行規定の三分五厘以内の規定によりまして、実態上これによる利子補給が行なわれるわけになります。つまり、附則でござた書いてございますが、国の利子補給がどうなるかといふような問題が含まれておりますので、こういうめんどうな書き方になつております。もう一度内容を簡単に申し上げますと、この法律が施行されましまあと、もちろん損失補償その他の手続が要りますのと、また個々の方は契約の変更をなさる必要があるわけであります。そういう手続が完了いたしましたならば、そのときからこれに乗り移れるとのことです。

統をしなければならぬ。しかし、市町村議会との他の関係で譲決をしなければならぬから、これは六月はできないから七月と、こう言いますと、その一ヵ月というのは、いまのお話ですと三分五厘払わなければならぬわけでしょう。私はそれを書いたのです。そういう手続をするまでは三分五厘でずっといかなければならぬ。そういうことがきまつたときに初めて三分になる。それではせっかくのあれがちよっと意味をなさないので、指定と同時に三分になるよう、市町村の譲決はそうでもあっても、さかのぼつてそれができるといったようなことにならないかということを私は聞いておる。

変更と、金融機関と被借農林漁業者との間ににおける貸付契約の変更と、二つの変更を必要とするわけですね。ですから、農林漁業者に対する金融機関との契約のいわゆる貸し出し条件の変更の内容についてのものは、今度の改正によって手続がとられれば、それは最初に契約をした三月一日の時点までさかのぼって、その変更された条件に基づいて実施されるということになるわけです。そうでなければ、これは完全な廻りといたることにならぬと思います。そうでないということならば、問題は、附則第二項ではそういうことが書いてあるのであって、あなた方がそうでないということになると、れば、役人の立場で法律の改正点をゆがめるということになるわけです。これははつきりしておかなければならぬ。

入れまして、その合意に基づいて、新法の適用に持つていい、こういややり方を取つたわけでござります。

○芳賀委員 具体的にいうと、たとえば三十九年の七月から十月に至る冷害による天災融資法の關係政令、これは政令第三四三号で出ておるわけでありますが、この政令による經営資金の貸し出し期間は、昭年四十年七月三十一日までということになつておるわけです。ですから、七月三十一日までたとえば天災融資法に基づく貸し出しの諸般の手続きはやれるということも理解できるわけですね。ですから、政府がいま局長の言われたようなことを考へ方でおるとすれば、むしろ早急に金融機関に対する改正が行なわれるし、改正が行なわれるといふことは、どうしてもすでに貸し出しをした分については契約の変更を要することになるので、この貸し出しの正式契約というものを、改正後の公布される政令が出来るまでの間延ばせ、待機しろと言ふような指示を事前になされねば、親切なやり方だと思うのです。そうしておけば、最初から改正法によるところの適用が、去年の七月以降の天災資金にも適用されるということにもなると思うので、そういうことは、むしろすみやかにやられておいたほうがいいじゃないかと思うわけだけです。

○久玄政府委員 幸か不幸か、北海道では若干農がおくれておりますが、ふだんならばこれかとが最盛期になるわけです。さつきちょっと数字を申し上げましたけれども、まだ相当部分が六月になりましてからどつと出てくるかつこうになるだけです。

そこで、私どもは、法律が通りましたならば、できるだけ早く施行いたしまして、そうして二重手間にならないような方式がとれれば一番よろしいのでござります。ただ、いろいろな手續きの問題がござりますために、契約変更という形式をとらなければなりませんので、若干譲決その他が少しだけのために、御迷惑がかかる部面がどうしても残らざるを得ないと思ひます。ただ、北海道で

は、これは私のほうは直接指導はしておりませんが、関係者の御意見では、こういうものができるといふことがわかれれば、もちろん、営農に直接書きましては問題がござりますが、できるだけ一回の手続きでできるよう具体的に処理しようといふことで、大体そういう心組みでおられるようになれば、います。

問題は、損出補償を行なう当該都道府県あるいは市町村が、当然これは議会の議決というものが要ることなんですが、その議決の際に、この改正によって変更されるべき資金の種類あるいは条件等について、現行法ですに行なわれた、天災法の規定に基づいてやつた契約であつても、その契約の発生した時点にさかのぼって利子補給を行なうといふ議決が、公共団体等において行なわれば、これは問題はないと思うのです。國もその気になれば、公共団体にもさきせることができるわけですから、変更の際にそういう指導を政府としてやるという考えが持てれば、これは問題は全然ないと思うのです。

措置をとるということをここで明らかにしていかなければ、同僚の松浦委員の心配された点は完全に解消されますが、そのことが去年の十二月十八日の当委員会における附帯決議の第二項の「次期通常国会において貸付金利、償還期限等の貸付条件の改善を含む制度の抜本改正を行なうとともに、この場合において改正規定が本年七月一日以降の天災及びこれによる灾害に対しても遡及適用ができるよう併せ考慮すること。」という趣旨を尊重したこともなると思うわけです。これは当時政務次官が尊重するということを言明しているのです。そういう点から次官の明快な御答弁を願いたい。

○久宗政府委員 臨時国会の際に、再三大臣からものこの問題は申し上げたわけでございますが、潮汲の中身につきまして、いろいろ努力をすると由し上げたわけであります。金利につきましては、

謹事録をお読みいただければ、おわかりいただけると思いますが、非常に慎重にお答えしておるわけです。先ほどの御質問でございますが、その損失補償その他の契約を変えてまいります場合に、さかのぼれますのは、新法が発効した日までさかのぼれます。つまり、手続きがあとで、損失補償契約その他のがかりに七月からになつたといいたしますと、その時点からではなく、その法律が施行された日まではさかのぼれるわけでございますから、それ以前にはさかのぼりかねるわけでございます。その点ははつきりしておきたいと思います。

○松浦(定)委員 私が先ほど聞きましたのは、法律が施行されても、町村の議決がなければ、これは発効しないということになると、その町村で議決されたときからということではないのですか。先ほどはそういうような答弁だったのですよ。

○久宗政府委員 いま申しましたのは、この法律が施行された日がここだといいたしますと、前に三分五厘で借りておられた。法律施行日にももちろん借りておった。ところが、新たに契約変更をいたしますのにかりに一月かかる、一月あとに全部の手続が済んだという場合、さかのぼれますのは、あくまでも新法でございますので、新法の施行日まではさかのぼれるわけでございます。それから天災融資法は、御承知のとおり天災ごとに適用しておりますので、普通形式論理で申しますと、一般法の改正でござりますので、この時点以後に起きた天災に本来は適用されるべきものでございますが、前回のお約束もございますので、例外といたしまして、すでに指定しましたこの七月以降の災害について、一般法の改正であるにかかわらず、これをさかのぼって適用するということにいたしました。利率につきましては、新法が施行されましたときから三分にする可能性があるわけでございまして、所定の手続を経ていただきますれば、その手続の中で、特に損失補償その他につきましては、その施行日から適用するのだということを議決していただけば、施行日まではさかのぼれる、こういう意味でございます。

○松浦(定)委員 どうも最初の考え方がないん  
私は緩和されてきたと思うのですよ。私の考え方  
では、法律が施行されても、町村の議決がおく  
れば、おくれたときからしか三分五厘が三分に  
ならない、こういうふうにいろいろ聞いておっ  
たことがあるから、お聞きしたのです。(「その点  
はよくなつた」と呼ぶ者あり)それはよくなつたと  
いうことはなくて、あたりまえであつて、その  
点は私はいいと思うのです。しかし、実際問題と  
しては、法律そのものが昨年の七月一日から施行  
される。本法そのものが施行されるにかかるわら  
ず、その中の一番重要な利子が三分五厘、これは  
法律改正ですから、三分五厘が三分になつた。し  
かし、それを借りておるものは、去年の七月一日  
から該当するといながら、政府の怠慢でもつて  
ことしの六月なり七月にしか施行されないのに、  
その間だけは三分五厘払え、施行後のものだけは  
三分でいいというのは、ちょっとおかしいと思う。  
もしそうだとすると、昨年の臨時国会で改定を  
されるときに、なぜこれをあわせてやらなかつた  
かと思うのです。私どもは、この利子あるいは据  
え置き期間は次の国会で提案をいたしますけれど  
も、その間のものについては週及いたしますとい  
うことであるから、了承しておつたのです。それ  
を、一番重要な改正すべき点の利子を今度はその  
ときからしかやらないというのでは、これは私ど  
もはちょっと納得できない。もしそうだとするな  
ら、昨年、われわれの要求するように、金利も償  
還期限もなぜ同時に提出されなかつたか。その提  
案をせずして、今日かつてに利子だけ、片つ方は  
三分で借りられるにかかるはず、三分五厘で払わ  
なければならぬといふのでは、何ら恩恵はない  
ではないですか。そういう点、政府は一つも責任を  
を感じないのですか。またどうして昨年やろうと  
しなかつたのですか。その点を明らかにしていた  
だきたいと思う。

だ、お約束いたしました改正につきましては、やつと態勢を整えまして今回の提案になつたわけでございます。臨時国会の際にも、週及適用の問題につきましては、これは繰り返し申しますように、天災融資法でございますので、災害とともにきめるわけでございますから、新しい法律につきましては、本来ならば、これから起る災害に適用されるのが、一般法の改正であれば当然なのでございまますけれども、七月以降の災害にもこれをさかのぼって適用するということにいたまして、利率につきましては、臨時国会の御答弁の中でも、それは非常に困難だということは、再々申し上げておるわけでございまして、今回の改正によりまして、だましましてはこれをさかのぼれないわけでございます。施行日以前までは、いま申し上げましたように、法律施行日までは、変更の際にそういう内容をきめていただけば、さかのぼれるわけでございます。施行日以前までは、これは本旨でないのだ、だからがまんせよ、こうほど、不満というか、私はわからないのです。災害といふものが起きたときからそれに該当するのが本法の趣旨である。昨年七月にさかのぼったのは本旨でないのだ、だからがまんせよ、こういうふうに聞こえるわけなんです。だとするならば、なぜ、昨年の臨時国会で改定をするときに、本法に準じて政府はこういう問題になるものをあわせて提案されなかつたか。この提案については、整備ができるないから、次の国会でやりますといふことをその提案理由の中で断つておるのであります。断つておいて、いまあたりまえだとふんぞり返つておられるのは、どうも法の内容がわからぬばかりでなく、農林省が災害に対してあまりにも十分でない、こう思ふのです。もしこれが農林省は誠意を尽くしたけれども、大蔵当局が聞かなかつた、金利の話も聞かなかつたというのならば、この点について、私どもも方向を変えなければならぬから、その点はどうなんですか。

の問題は、金利の秩序の問題でございまして、非常に常に困難でございます。実はこの点につきましては、農林省の努力した点は十分に買つていただきたいと思うのであります。ことに三分五厘を三分に引き下げるということにつきましては、農地整理事業田の三分、三十年と同じような意味で、初めての制度でございまして、私たちももちろん、兄におきましても、政府・農林省といたしまして、できましたら二分くらいにいたしたいといふことで努力したわけでござりますけれども、いま申し上げましたような關係で、どうしてもこれは困難でありますて、とにかく一応、不満ではありますけれども、三分ということでここに提案しました次第でございます。

なお、かような天災法を適用する場合には、今までの解釈から申しますと、これから先新しくできる天災を指定した場合に前向きのかつて適用するというのが、今までのならわしでございました。しかし、去年の臨時国会におきましての皆さま方の附帯決議の趣旨もありましたから、今度はこの附則の第二項におきまして、特に今回に限りましては三十九年の七月一日からの天災に適応して適用するということに決定したわけになります。その点はどうぞひとつ農林省の意をござります。その点はどちらぞひとつ農林省の意を思つておられるのです。ただ、金利の問題だけが問題になつたわけですから、それを主張しているのですが、もしそうだとするならば、そういうふうにとまではいかなくとも、正常な取り扱いだ、こう思つておられるのです。ただ、金利の問題だけが問題になつたわけですから、それを主張しているのです。**○松浦(定)委員** その点については私どもは感謝のまま、その他についてなかなか納得ができないところがあるところを御了解いただきたいと思います。

上げるよくなことはないわけなんです。そういうことは私は過ぎたことはいいながら、これからもあることですから、ほんとうは大蔵大臣の出席を求めて明らかにせぬと、これは農林省の意見を開かなくなってしまうのです。私は、この点は大蔵省の意見を聞いておく必要があると思うので、大蔵大臣にぜひ来てもらうことにして理事会でお取り計らいを願いたいと思います。この点は農林大臣もおいでになつてはつきりしていただきたいほうが、政務次官も気が楽だと思うのですけれども、有力な政務次官ですから、十分この点を留意をしていただきまして、私どもの主張は、この施行の日からでなく、七月一日以降のものについても金利はやはり同じように適用させる、こういう主張は曲げられないということだけ御理解いただきたいと思います。

それからもう一つ問題になりますのは、この天災法というものは、あくまで災害のあつたときに処置をすべきでありますけれども、昨年の実態から考えまして、政府はそのいろいろの調査の結果、なかなか期待に沿うだけの資金は出せない、しかし、一回生活資金等については、自創資金といふものを活用してほしい、こういうことで、天災資金と自創資金とをこつちやにして一応結論を出したわけでござります。私どもは性格が違うのではないかと言つても、やはりその点はまあ上手に使い分けをする必要があるのでないかということでやっておりましたけれども、この總額をあるいは七、三に、あるいは四分六に分けたものが、そういう形で出されることは、これは明らかであります。だいたしますなら、今回のこの災害立法の改正につきましても、同様な自創資金につきましても、金利あるいは償還期限等については前から問題になつておるわけであります。社会党は当時から対案を出しまして、いろいろ改正を要求しておりましたけれども、なかなかそういふ点については御協力をいただかなかつたのであります、なぜこの自創資金についてはこのままでしておいておくのか。同じ農民でありながら、

災害を受けたら何で立ち上がるかということになれば、おそらくこの自創資金によって相当の農家が浮かばれると私は思う。助かっておると思うのです。ところが、この問題については今度何にも触れられないということについては、私は今までの主張からいっては非常に通らないと思うのですが、改正点に対しても何ら触れなかつた点と、あるいは今後それをどういろいろに御処置をされるのか、この二点について御意見を伺つておきたいと思います。

○石田説明員　いま御質問ございました点についてまして、お答え申し上げます。

自作農維持資金の問題につきましては、何回かその種の御質問がございまして、お答えいたしておりますところでございますが、元来、この自創維持資金の性格は、災害問題だけございませんで、農民の疾病、負傷あるいは相続といったような各種の問題につきまして、これによつて農地を失うというようななことがあつてはいけないということで、できておる制度でござりますので、その観点から利率及び償還期間を定めてあるわけでございます。したがいまして、利率は五分であります。ですが、償還期間は二十年という、かよくなことがきまつておりますので、本資金の制度的な内容及び全体の計画、そういうような点につきましては、これは全体の金利体系とともに、この制度の内容からいたしまして、検討をいたしてまいる必要があるという見地から、今回の場合の改正とは必ずしも一律になつてしまはないのではないかということを進めてまいつたわけでござります。

○松浦(定)委員　いまの御説明は私はよくわかつておるわけなんです。しかし、昨年の臨時国会のときの、この法案提案のときの答弁が、自創資金について、もし天災資金で足らなくて、生活ができなくて他へ働きに出なければならぬようなことについては、自創資金で何とかしてくれというこ

とを官房長なんかはつきり言つておるのです。いまおっしゃつたようなことは法律の内容であつて、運用については、やはり災害を受けた農家にす

れば何でもかんでも金が必要なんですね。金がないから、からだを売つてまで、やはり金をとることに出かけなければならぬ。こういうことであつまつから、せつからく政府の親心でそういうことを言わるとするとなるならば、今度あわせてこの法案の内容をすでに検討されておると思いますので、やはり金利についても、あるいは償還期限についてもあるいは据え置き期間についても、現行法、たとえば三分五厘を三分、四分五厘は四分とか、そういうふうに当然改正してくれるべきではないか。私は金利の多寡ではないのです。考え方について、もしことしましたそういう問題になりますと、これは確かにその問題と関連して、いまの御説明と別なことでこれは対処しなければならぬ。そのときに、同じ金を借りてきて、片方は三分で借りる、片方は三分五厘だということになつたのは、同じ農民が冷害のために苦しんで借りるのに、そういうことで、私は政府の資金の使い方としては妥当でないのではないか、こういうことを申し上げたのであります。そういう誠意がないならないということでおおしゃれば、私どもは、出てない法案まで、もうあす、あさつてまでとうときに、出してくれということは申し上げられないのですが、政務次官はいまの御答弁でよろしくござりますか。

をどうするかという立場から考るべきだと私は思ふのです。さような立場から、今回の改正をおきましては、自創資金につきましては改正を加えなかつたのでござりますけれども、やはり今後といたしましては、農林漁業金融公庫の全體の金利体系をどうするかという立場から、御趣旨に沿うように再検討いたしたいと私は思います。

○松浦(定)委員 それでは最後に、一点だけお伺いいたしたいと思います。

ことしほそそく、政府の見方といたしますが、

一般の見方からいたしましても、開闢以来の大凶作、大冷害になるのではないか。こういうことで、いち早く政府におかれましても冷害対策本部を設置されたのです。これは全く珍しいことだと思います。したがつて、この対策本部をおつきりに限つた限りにおいては、やはりそれこそ画期的な冷害対策をお立てになつておられると思うのです。いまお尋ねしたいことは、いま対策本部としておとりになっておるこの対策について、とりあえずといいますか、機構、人事あるいは目的、計画等をどういうふうにお考えになつておられるのか、この点をまず簡単にひとつ御説明を願いたいと思います。

○諒林(三)政府委員 本年冷害は、氣象庁の長期予報を農林省としても常時検討しておりますが、非常に異常の灾害が予測されるということは、皆さん方すでに御承知のとおりでございます。したがいまして、農林大臣が四月の終わりでございましたか、すみやかにどのような対策をとらなくちゃいけないと、いうことで、四月の二十八日に農林省に災害対策本部をつくるということを閣議で御報告いたしましたして、御了解を得たわけでございました。またそれに応じまして、五月の十日ころでどうぞさいますか、内閣のほうにも中央防災会議以外に災害に対する特別の対策本部をつくるということを、とにかく組織いたしましたては、「一応前向き」のかつこうで整ってきたわけでございます。そして、今後どんな政策をとるかということにつ

とのおりの政策をとつておりますが、東北農政局とかあるいは北陸農政局におきましても、それぞれ地方の災害対策本部を設置して、そうして東北の防雪に対しましては、融雪の促進対策をつくるの保温折衷の方式を採用して、それに対する補助金もやるとか、あるいは遠隔地の苗しろ輸送に對しまして、補助金をやるとかいろいろ対策をとりまして、とにかくおくれておる稻作につきましては、早急にその時期を回復したいという努力をいたしております。

これから先の問題でありますのが、霜害対策の問題題もございましょう。あるいはこれから先の長期予報に対して即応する体制もとらなくちゃいけないと思ひます。したがいまして、今日は農林省といつたしましては、いつでも彈力的な、しかも適切な対策がとれるような体制は十分整えておるつもりでございまして、今後の災害に応じて、十分ひとつ皆さん方の御期待に沿うような対策をとつていただきたいという考え方でございます。また本省といつたしましても、また東北農政局といつたしましても、北陸農政局といたしましても、しばしば現地の知事さんその他農林部長と打ち合わせまして、実情の把握等につとめておる次第でございます。

○松浦(走)委員 政府がいち早くそういう方針をお立てになることによって、現地の農民は、非常にそのことによつて自信といいますか、逆に言えれば、ちよと心配な点があるのです。ことしされたいへんなどという心配をしながらやるわけです。この結果等について、何も農林大臣が一人でことは冷感だとお考えになるわけじゃないので、それに対しては、政府の信頼すべき気象庁なりの観測によつてそういう方針を立てられるのですから、いまの段階としては、私は誤りないと見ていいと思うのです。政府の方針に沿いまして、与野党ともに、あるいは府県においても、そういう対策をつけて万全を期しようと考えることについて、は、これは私は全く多とするところであります。しかし、一面におきましては、たとえばいまお話を

間かもしませんけれども、だからといって、ほんとにやつておきなさいというわけではないのです。自信を持つておやりになつた限りにおいては、何か最後的には責任を負うということにならなければならぬと思ひ。だから、私は、それに沿つて、今度の災害の立法はあまりにも場当たりにおいていたりなどから言つておるのであります。去年の臨時国会で、いまの利子補給等の問題が、とういう点が明らかになつていなかつて、何をどう申し上げましたような問題が出てくる。いま政府当局がいまだかつてないような対策を立ておきながら、冷害だとはつきりしておきながら、その冷害に完全に第一回に該當させようとすらこの法案としては、それは三分だとか、五年を六年にする。そんものじや農家はどうにも救えないと云ふ状態だということを前提として、この法律を考えるべきではないか。こういう点は、法律はどうあっても、該当するものがなければ、豊作の一錢も利子補給する必要はないのです。豊作のときには、こういうことは必要ないわけです。最悪のときのことについてのことなんですからね。こういう点については、私はこの法案の提出のしかたは、ことしのこの冷害に取り組む政府の考え方とマッチしていないのじやないか。こうしたこと申しあげたいと思うのですが、これに対する政務次官の御決意を伺いまして、私の質問を終わりります。

る私の言いたいことは、科学的にいって、ことしは天明飢饉以来の大被害がありそうだ、それをどうするかということが、私は政治家としての大問題だと思います。どうぞその点をひとつ御理解いただきまして、中生種をつくつたら、早生種をつくつたらどうするということは、ぜひひとつ御了解いただきたいと思います。

それから天災融資法の改正でございますが、私は、農林省といたしましては、この天災融資法の改正は、去年の北海道の冷害をきっかけといたしまして、非常に真剣に取り組んだつもりなんですね。

あの異常な状態を見まして、これはどうしても天災融資法の改正をしなくちゃいけないと決意したのは、実は私が大臣に申し上げたくらいのあります。ただ、去年は金利を下げる事ができなかつたわけで、この点はわれわれの不徳だと思います。しかし、とにかく私は、天災融資法の改正は不十分、不満足であつたかも知れないのであります。とにかく一步前進であつたことだけは理解していました。

○漁地委員長 これより討論に入るのであります。が、別に討論の通告もないようありますので、直ちに採決に入ります。

本案に賛成の諸君の御起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○漁地委員長 起立多数。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

○漁地委員長 この際、松井誠君外二名から本案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりました。また二つの法律案につきまして、附帯決議を付することを提案をいたしたいと思いますので、ひ

とつ御賛同をお願いいたしたいと思います。

最初に案文を朗読いたします。

天災による被害農林漁業者等に対する資

金の融通に関する暫定措置法及び開拓營

農振興臨時措置法の一部を改正する法律

案に対する附帯決議

政府は、左記の諸点に留意しつつ被害農林漁業者の救済に万全を期すべきである。

記

一、近時における沿岸漁業の実情にかんがみ、対象漁船の規模を五トンまでに拡大するとともに、貸付限度額の引き上げを検討することと。

二、津波高潮等漁業特有の災害に対処して沿岸零細漁民の救済が期せられるようこれらの災害につき、本法発動の被害規模の目安を実情に即し引き下げるよう検討すること。

右決議する。

提案理由を簡単に申し上げます。

この天災融資法によりますと、漁船の被害の場合は、いままでの取り扱い上二トン未満といふことになつておりますし、限度額も二十万以下といふことで押えられております。しかし、現在三トンないし五トンの漁船層といふものが漸次ふえてまいしております、これを除外をするといふことは、きわめて実情に沿わない点がござりますので、五トンまで拡大し、かつ貸し付け限度を引き上げるというのが第一点であります。

第二点につきましては、こと天災融資法は、その発動の条件として、国民経済に影響を及ぼす、あるいは被害が著しいといふような前提条件があるわけござりますけれども、漁業の場合には、津波、高潮などといふほかの農業や林業にはほとんど影響を及ぼさない漁業特有の被害といふのがしばしば起つてまいります。そしてそれが地域的な広がりとしては相当広域に広がる。しかし、それが漁業だけの被害でありますために、この天災融資法の発動の条件であるこの前提、現実には約三十億が目安にされておりますけれども、

それには到達をしない。そのため、天災融資法の発動がないといふ状態が今まで間々あつたわ

けでございますが、それでは、沿岸漁民の救済に万全が期せられませんので、そういう際には、本

法発動の被害規模の目安を実情に即して引き下げることを提案するわけでございます。

以上で提案の理由の説明を終わります。(拍手)

○漁地委員長 松井誠君外二名提出の動議のとおり決するに賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○漁地委員長 起立総員。よつて、本案に附帯決議を付するに決しました。

この際、たゞいまの附帯決議につきまして、政

府の所信を求めます。館林農林政務次官。

○館林(三)政府委員 ただいま御決議いただきまして、十分にその趣旨を尊重いたしまして、御期

待に沿いたいと存じます。

○漁地委員長 なおただいま議決いたしました本

案に關する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○漁地委員長 御異議なしと認めます。よつて、

さように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○漁地委員長 なおただいま議決いたしました本

案に關する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○漁地委員長 御異議なしと認めます。よつて、

さように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○漁地委員長 なおただいま議決いたしました本

案に關する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○漁地委員長 御異議なしと認めます。よつて、

さように決しました。

○漁地委員長 積雪寒冷單作地帶振興臨時措置法等の一部を改正する法律案

います。

起草案について別に御発言がないようありますので、この際、本案につきまして、衆議院規則でございますが、それでは、沿岸漁民の救済にかけておりますが、そこで、内閣に対し、意見を述べる機会を与えることといたします。館林農林政務次官。

お手元に配付しております積雪寒冷單作地帶振興臨時措置法等の一部を改正する法律案につきましては、その趣旨につきましては、全く異存ありません。

○館林(三)政府委員 ただいま御提案になりました御提案につきましては、その趣旨につきましては、全く異存ありません。

お手元に配付しております積雪寒冷單作地帶振興臨時措置法等の一部を改正する法律案につきましては、その趣旨につきましては、全く異存ありません。



定めておりますのは、沿岸漁業と中小漁業に関する動向の分析と施策のあり方ということでござりますので、全体として、沿岸漁業、中小漁業を中心にして、分析なり説明が行なわれておるわけですが、しかし、御指摘がありましたように、国際漁業といいますか、大資本漁業といいますよりも、国際漁業におけるいろいろな情勢とうものが、特に中小漁業の場合いろいろ直接の関連がござります。マグロ漁業においてしかり、あるいは北洋の底びきにいたしましてもそちらでござります。それはある程度までこの動向報告で触れておりますが、しかし、何といいましても、従来の漁業政策が、沿岸から沖合へ、沖合にから遠洋へという形で外延的に発展しており、現在の段階はむしろストップがかかった状態、従来の漁業政策をある程度転換せざるを得ない状況にあるわけですね。したがって、従来とつてまいりました施策によって、沿岸の漁業調整も、いわば沖合へ押し出すことによつてある程度目的を達した、そういうことがこれから困難になるというような面もありますし、基本において、沿岸、中小漁業といえども、国際的な動向と離れてはあり得ないと、いうことはござりますので、今後におきましては、できるだけ国際的な面につきましても施策に役立つよう取り入れていく必要があるかと思ひます。

○赤路委員 それではその点はひとつそれにとおきまして、具体的な問題に入つていただきたいと思ひます。

いまのと関連いたしますが、今度南水洋の捕鯨の件については、長官非常に御苦労頗つたのですと、これは大体大手三社による操業でありますて、中小漁業にも、それからもちろん沿岸漁業にいたりと思うのです。南鯨は、ことしは代表の諸君業であります。ただ私は、水産庁の指導能力とでも申しますか、こういう面でこの点に触れておきたいと思うのです。南鯨は、ことしは代表の諸君

の御努力によつて大体四千五百頭。これは議論が  
あると思うのですね。確かに日本の業者の立場か  
ら見るならば、四千五百頭でおさまり得たことは  
成功だろ。しかしながら、それを資源面から見  
たら、はたしてそれが正しいと言えるか、この点  
は問題があると思う。南鱈が年間一万五千頭から  
一万になり、昨年は八千になり、ことし四千五百  
頭になる、来年はもつと減少していく。こういう  
歴年落ちいく現象といふものが、今まで水產  
庁ではわからなかつたのか、政府ではわからな  
かつたのか。そんなばかなことはないと思うので  
すね。わかつておるはすだ。どこかにこの南鱈の  
全体を含んでの欠陥がある、こう考へざるを得な  
いわけです。ほんとうを言ひなれば、水產庁が資  
源の面から、經營の面から、十分これにタッヂし  
て、そうちで指導をすれば、今日のような事態は  
私は起こつていないと思ふ。あまりにも放てきし  
過ぎたと申しますか、もつと極端にいえば、相手  
の会社が大き過ぎるために、発言力がない、指導  
力がないということをこれはあらわしておると思  
う。今日こういふような事態になつたのは、何と  
いつても、外國の捕鱈船をやたらに買ひ込んでしま  
た、もつと言えど、計画性を持たないで、じやん  
じやん投資をして拡充したなどところに、大きな  
欠陥があると思います。そながこう毎年繰り返さ  
れておるにもかかわらず、これに対し指導をし  
なかつたというところに、私はこういふ問題の出  
てくる大きな欠陥が伏在しておると思う。そういう  
面でこれを一言言いたかった。今度の御努力は、  
私は認めるのです。それで、業界のほうでも一応  
これでほつとしたといふか、そういうことはわかつ  
るわけなんです。しかし、将来のこともあります  
から、この際、十分こういふ面はお考えおき願わ  
なければならぬと思うわけです。もつと私は指  
導力を出すべきだと思う。そういう面では、大資  
本漁業に対する水產庁の指導力といふものは非常  
に弱い。だから、資本会社の圧力に抑えられて一  
まつておるという形をこの南鱈が一番よく示して  
おる。これではいけないと思います。

そこで、具体的的な面に入りますが、七船団を中心とした捕鯨産業を急激に縮小する段階に入つたわけですが、その間、水産庁事務当局の指導力の不足という御指摘がございましたが、私どもも十分でなかつたといふ点は、まことに遺憾に思ひます。ただ、拡充に際しましては、常に事務当局といたしましては、むしろ反対してまいつております。いまさら言いわけを申し上げても何ともならないことでござりますが……。

さて、今後の問題でござりますが、来漁期間問題四千五百頭といたしまして、どうしても一船団ないし三船団の整理を要する。これはやはり私どもとしましては、将来の見通しを立てながら、船団の整理をはかるべきものと思うのでござります。御承知のように、いま南極のための船団として未償却の資産が百八十億、約二百億近い資産を持っておりますが、その資産をいわば価値をなくすようになりますから、どうしても先を見通した考え方方に基づいて、船団の整理をやっていかなければならぬないと考えるのでござります。しかば、来漁期は四千五百頭といたしまして、その次の漁期はどうなるかということは、今回の特別会議におきましては、はつきり数字では定まらなかつたわけですが、さういいますから、どうしても先を見通した考え方方に基づいて、船団の整理をやっていかなければならぬないと考えるのでござります。しかば、来漁期は四千五百頭といつたまして、その次の漁期はどうなるかということは、今回の特別会議におきましては、はつきり数字では定まらなかつたわけですが、さういいます。文章で来漁期よりもさらに縮減するるといいたしますと、四千頭にいたしますと、大体三船団の整理を必要とするのではないか。したがいまして、来漁期四千五百頭といつたましても、その後の模様も考えまして、二船団にいたしましても、三船団を整理いたしますにしても、その状態を考えると、一船団が暫定的に残るかどうか、その辺の見通しをよく考えてきめてまいりたい、こう考えます。

○赤路委員 そこで、ひとつこれは注文を二つあります。一つは、おわけなんですが、いま長官が言われたように、おそらく来年はまた下がる、再来年はまた下がる、そういうような今後の南鯖の総合された見通しというものを立ててやる場合、ここで問題になるのは、企業者側の立場をまるまる私は無視するということはできないと思うのですね。企業者側のほうは相当大きな資本をつき込んでやつてくれる。だから、ここでかりに四千五百頭になつたら、三船團整理するといいたしますれば、これは企業者の相互の中でも問題になりますようし、相当水産庁のほうでもこれに対する確固たる指導力が必要だと思う。問題は、これを整理することによつて、他の漁業に影響を大きく及ぼすような整理のしかたをやつちやならないということですね。もちろん、それは企業者側にとつてみれば、非常に大きな打撃になるでしょう。しかしながら、それを転換されることによつて、中小漁業の場に大きななしわ寄せがくるということでは困るわけなんです。従来、ともするとそういうような結果があらわれてきておる。この点は十分ひとつ注意をしてもらわなければならぬ、こう思ひます。会社それ自体、企業者それ自体の立場からまいりますと、これは營利でもありますし、損をするということとは何といつたって大きな痛手ですから、何とかつじつまの合うような、採算の合ふような方法にしたいということは当然でしょ。ただ、くどく言うようですが、そのことはそのこととして別途何かの方法を考慮するにしましても、転換そのものが他の中小漁業に大きな悪影響を及ぼすようなことをやらないように、この点だけはひとつ御注意をお願いしておきたい。

あります。もちろん、日本はこれに対して批准をいたしておりません。批准をしていないからそういう条約は無視してよろしいということではないと私は思うわけです。もし国連で審議され、そして批准されて発効したこの条約を、日本が批准しないから無視するんだ、かつてにやるんだ、こういうようなことになるなれば、私は、国連加盟というものは意味がないと思う。ここらが私は当局の方々の非常にむづかしいところだと思う。なお、あと残された領海及び接続水域に関する条約、漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約、この二つにいたしましても、おっつけこれは批准され、発効するだろうと思う。そうした事態が前にきておると考えなければいけない。昔のような状態ではない。国際法典のもとで秩序ある操業をやっていかなければならぬような段階にいまの漁業というものはきておる。こういう中で、日本政府は一体これに対してもうどうかと思うので、行政の責任の場にあるあなたのほうから、確実にこうだという割り切つたお答えはできぬかもしれません、少なくともこう考えるぐらいのことは御答弁できると思いますが、いかがですか。

○松岡(亮)政府委員 もちろん、この問題につきましては、最終的には外務当局からの見解をただしてもらうのが筋合いでございますが、漁業問題をあずかります私どものほうから考えますと、いまお話をございましたように、古典的な公海自由の原則というものではやぶれない。なかなかかむずかしい時代になつてまいつたと思うのです。公海自由の内容にあります四つの自由は、いまでも現存して、四条約のうちの公海に関する条約において、國際慣行として確立されておるわけでもあります。が、いわゆる古い形の、公海においては何でもやれるという意味での自由は、すでに古典的なものとして、われわれもこれを主張すること

はできない問題と存するのであります。そこで、この四条約のうち、現在未発効のものは漁業及び公海の生物の資源の保存に関する条約のみでござりますが、他の三条約はすでに発効しておるわけであります。そのうち、大陸だなにに関する条約につきましては、私どもかなりまだ異論がござります。しかし、そのほかの二つ、領海及び接続水域に関する条約、公海に関する条約につきましては、むしろ最近の情勢におきましては、漁業の面から見ましても、漁船の性能が非常によくなり、漁労の能力が高まつておる今日、従来のような国際規制がやや形が変わるものやむを得ないと、こともあります。政治的にいいますならば、低開発国が統々と沿岸の漁業にも進出する状況でござりますから、日本がこの四条約を全体として加入しない、あるいは批准しないという形で、何か国際的に一つの孤立したような考え方を持つ姿は、必ずしもとるところではないのではないかということであり、差しあたり領海及び接続水域に関する条約、それから公海に関する条約につきましては、既存の国際慣行をそのまま条文化したものでもございまして、できるだけ加入する方向で考える。日本も同じ基本原則に立つといふ立場に立つたほうがよいのではないかというように考えつつあるのであります。

ル説をとつております。で、現在三マイル説をとつておりますのが大体十三カ国、ちょっと調べてみましたら、一九三〇年のヘーネの法典編纂会議で領海三マイル主張団は十八カ国、十二マイルはただの一国、これはソ連です。現在三マイル説は十三カ国だが、十二マイル説が三十四カ国すのであるわけです。この状態で進みますと、近い将来あるいはまた新しく国連へ入る新興国は大体十二マイル説をとつてくるだらうことが予想されますが、そこで、大体推定いたしますと、四十四カ国くらいになる計算になる。こういうような世界的な動き、これはやはり無視するわけにはいかぬ。特に日本のように世界のあらゆる海を漁場にしてやる場合に、この世界的な動向というものを無視してはやつていけないと思う。戦争前のような軍艦を背景にしてやるような漁業じゃない。これからは、何といつても相手国とともに手を握り合つて、そうしてその中で日本の漁業というものを伸ばしていくかなければならぬ。こういうような事態にあると思います。ゆえに、この問題は相当真剣に取つ組んでいただきなければならぬ。いま諸外国へ行って問題をよく起こしておる、たとえば領海侵犯であるとかなんとか出でまいりますが、これは、やはり三マイルという古典観念、古い固定した観念が漁業者にもすっと入つておるわけです。まだなかなかそこから出でていない。三マイルというのが頭へこびりついてしまつておる。依然として日本政府はあらゆる機会にこの領海三マイル説を主張しているわけなんです。私はこれこそ古典的だと思う。いまの新しい世界的な漁業情勢というものについていける説じやあります。ここらはひとつ真剣になつて今後取つ組んでいただきたいし、お考えを願いたい、このことを御要望をいたしておきます。

に、短く端的に言つていただきたい。

○松岡(元)政府委員 パートレット法につきまし  
ては、当時民間におきましたは、大日本水産会か  
ら向こうの国会方面へ対して日本の考え方を説  
明し、また外交ルートを通しまして、國務省に對し  
まして日本の見解を明らかにしました。その成立  
ができるだけ阻止するようやつたのであります  
が、御承知のことく、パートレット法は成立し、  
施行されるに至りました。日本としましては、大  
陸だな条約には加入しておりませんし、またタラ  
バガニを大陸だな資源として認める立場にござい  
ませんから、一面において北米沿岸において日本  
の漁船がタラバガニを捕獲しておることは事実で  
ございます。そこで、紛争を避けるということと  
タラバガニ資源の前途に対しましても若干の危惧  
もございまして、タラバガニ資源の保護というこ  
とを目的としまして、パートレット法とは、ある  
いは大陸だな条約とは別なものとして、交換公文  
によりまして、タラバガニの漁業に関する米国と  
の申し合わせを行なつたわけでございます。

○赤路委員 もう私が言うまでもないのですが、  
パートレット法はさかのぼつてきますと、昭和  
二十七年のトルーマン宣言とつながつてくる。同  
時にまた、国連の大陸だなに關する条約とも国連  
を持つ。結果は、アメリカ側の外國漁船に対する  
一つの施策といいますか、外國漁船にできるだけ  
魚をとらさないようにしてやうといふそれだと思  
う。率直にそとしか考えられません。当然これ  
に対する対策あるいはこれと関連する諸般のもの  
をちゃんと考慮の中に入れて、これに對するしつ  
かりした対策が立てられなければならぬ。今度米  
ソ・タラバガニ協定が結ばれた。その中には「タ  
ラバガニは大陸だなに關する条約第二条の規定に  
従い沿岸國が探索及び開発の目的のために資源的  
権利を有する大陸だな天然資源である」とう  
たつておるわけです。そうすると、アメリカとソ  
連がタラバガニ協定を結び、タラバガニは大陸だ  
な条約にもいう天然資源である。したがつて、こ



水産資源保護法があるが、これはいろいろな障害があるものに対しても具体的に活動をしたことはない。それは水産庁が弱いということかと私は思う。また、水産に加害を与えるような他の面の力のほうが強い。そのためになかなか活動し切らないで、今日に来ておる。私は、やはりこの際思い切って、沿岸を中心とする資源の維持培養といいう点では、そういうべき法律を一〇〇%生かしていくといふ強い態度を持たなければならぬと思うのです。これは保護水面をどんどん拡張していく、指定をどんどんふやしていく、やり切りますか、そういう御意思ありますか。

○松岡(充)政府委員 水産資源保護法の運用が必ずしも十分でないことは御指摘のとおりござります。現在まで保護水面として指定したものは主として貝類でありまして、アユの保護のために漁場といつても若干不行なつておりますが、まだまだせっかくの法律が生かされてないという点では、私どもも遺憾に思つてあります。最近におきまして、この水産資源保護法を活用するために、水質基準をきめまして、水産資源保護法の規定による都道府県の漁業調整規則の運営に一つの基準を示すというようなことを行なつたのでございます。目的が十分達成されていないことは、まことに遺憾でございます。今後、水産資源保護法に限りませんが、資源保護のためにさらにくふうを加えまして、強化してまいりたいと考えるのでござります。

○赤路委員 長官、これは「昭和四十年度において沿岸漁業等について講じようとする政策」といふことで、特に沿岸漁業といふところに重点を置いておる。これは三十九年のものもそう。四十年のものもそう、だから、このことは、先ほど長官が触れたような、沿岸から沖合いへ、沖合いから遠洋へという戦後の日本の水産行政の柱、これをやつてきた。その間、沿岸漁業に対する施策がやや軽視され、等閑視されたことは事実。これ有何とし

てでも漁業内における格差を縮める、また、漁業とその他の産業との格差も縮めていくこうというのをより培養していくといふことが考えられなければならぬ。ところが、現実は、逆に一般産業がどんどん伸びていく、いわゆる高度成長のために漁場がどんどん埋め立てられていく、あるいは汚水がどんどん漏される、こういう事態にあることは事実なんですね。であればこそ、今度政府のほうで公害防止事業団というようなものをつくることになった。それで公害をなしていこう、こういうことなんですね。ところが、この公害防止事業団では、一番大きな被害者である水産側はあるでどこにあるか、いないんだ。だから、外のほうからも漁業関係は軽視される、内部からは大きな巻き上げがない、ということになれば、漁業者は踏んまりけつたりということになる。だから、もつと資源を維持培養するということ、こういふ面では、あるべき法律を生かしていく、もつと積極的にそれぞれの面に対決をしていく、こういうような態度を今後とつてもらいたいと思う。これは希望です。

か、それによつて水質が汚濁するといふような原因がかなり働いておると思うのであります。これについては、もちろん水質二法によります指定河川として調査し、指定をやり、水質基準を定めて排水規制等を行なうように進めておりますが、やはり水産資源保護の面からも、同様に産卵水流面を保護するということとも必要であろうかと思ひます。また、原因として、沿岸において雑網等によるてかなりとられてしまふといふようなこともあります。それらに対する対策も、これはまだ検討中でござりますが、進めていく必要があろうか、このように考えております。

○赤路委員 検討中というなら、それでいいでしよう。

それではもう一点聞きますが、大体北海道で遡上する川というのは、もう日本海岸のほうでなくして、オホーツク海のほうが残されておるだけなんですね。あるいは内地にいたしましても、ずっと見てまいりますと、東北の太平洋岸のほうでは、やや量的に多いと思われるは津軽石川ぐらゐのものです。そこで、ただ一点お聞きしたいのは、先ほど言つたように、川の奥地が荒らされますね。要するに、開発がどんどん進んでくる、ダムができる。あるいは川底が荒れてくる、いろいろな現象があると思いますが、川が荒らされると、漁上がなくなってくるといふことは、これはもういままでの資料からはつきりしていることです。そうすると、川が荒れないよいようにといふことが一つの大きなポイントになる。その場合、現時点において、この川はサケの資源維持をするための重要な川であるからといふので、荒らさないようには、開発をむちやにしないように、その周辺を保護設定をした。あるいは森林の保護設定、あるいは流域の保護設定、こういふようなことをやつたことがありますか。

あつた。ことしのものは二十六、七万上がつておる。十勝にサケが遡上した原因は一体何なのか、これはどういうふうに推定しておるか。推測でもよろしい。原因がはつきりわからなければ、なぜそれが上がつたのか、それだけでもよろしい。

○山中説明員　はつきりした原因はわからないのですが、十勝川に例年に比較してことし非常にたくさん上がつた理由は、北海道の温度が低かつたあるいは奥山の雪が非常に多かつた。雪解けの水が豊富であつた、川の水量が豊かな年には、北海道あるいは内地の裏日本側におきましても、従来サケの遡上有るいはマスの遡上は良好であるということは、はつきりしたデータは持ち合わせておりませんでけれども、経験的には言えることだと思っております。

○赤路委員　それを言つてもらいたかった。それで私が言いたいことは、いま言うように、水温が低いということ、それから水量があるということ、このことが、川へサケが上がりしていくということ、この原因なんです。私もさうとだからわからぬが、水量が多いと、ずっと海の中へ真水の延びる距離といふものは長いはずなんです。だから、サケが乗りやすいという現象が出てきている。これは水量です。もう一つは、いまのおっしゃるようなですね。岩手県の閉伊川が当然上がるべき川だと思いながら上がらないのは、入り口にラサ工業の工場があり、あれの排水が温度を高めておるということが原因だとと思う。そこで、私がこの答弁をいただきましたかたのは、水量が少なくなると、上がるのが悪くなる。だから、川の水の量をどう維持するかということが非常に大きな問題になつてゐる。私は率直に言わせると、この点がいままで欠けておる。津軽石川を私見てみました。ちょうど川の上流と下流との中間が全部干上がつてしまつてゐる。川底へトラクターが入つて、砂利をとつてゐるのです。それで、伏流水になつて水温が下がるから、津軽石川はサケが遡上する、こういう現象だと思う。そういうものをやはりつくり上げ

いくといいますか、そりへーたものを假想して、まだとしのものではないと思う。来年あるいは再来年になれば、えつけ放流の結果が出てくると思う。それと相まって、そういった措置をとつていただく、ならば、ある程度これはすつと伸びてくると思う。あなたのほうからいたいたこの資料を見てみますと、三十八年の親魚の採捕量と放流した魚数とを比較してみますと、歩どまりは六百七十四分の一である。こういうことをやはり考え方で見てみますと、三十八年の親魚の採捕量と放流した魚数とを比較してみますと、歩どまりは六百七十四分の一である。こうしたことやありません。たい。これはわざかの金の問題じやありません。この点をひとつ今後の研究のあれにしていただきたい、こういふふうに思います。

そこで、もう一つお尋ねしますが、これは私もうかつであります。サケの養殖というのは、人工化したもの放流するまでの間のえつけをしておるのをサケの養殖と実は考えておった。ところが、そうでないサケの養殖をやっておる。そこで、国会図書館のほうの御協力を得て、世界的にこれがどうなつておるかということで、調べていただきました。ところが、いまのところは世界的にありません。サケの養殖をやっておるのは日本だけである。

「仮谷委員長代理退席、谷垣委員長代理着席」

私は岩手県の大船に行つてきました。これを一応見せてもらつたわけであります。これは四年前からある屋のおやじがやつておるのです。私が行つたときは、先生、家庭争議を起こしましてなつて言つておるのです。ところが、四年間も世界にないサケの養殖をやっておるのに、水産庁は一体何をしておつたのだ。これに補助、助成でもありましたか。やつてない。世界的なものなんですね。民間人のやることであつたらほりっぱなしで、いうような考え方ではいかぬと私は思う。もちろん、私は、これが経済的に採算がとれるとかな

○山中説明員　お説の大鮨の例につきましては、水産庁の調査研究部あるいは漁政部のほうで見学に行つた例もござります。きわめて珍しい、けつこうな事例だというふうに考えております。それを率直に申し上げますと、ヒントにしてといふとかかしいのですが、もう少し経済ベースともからみ合わせた研究をしたいということで、来年度から東北のほうの海のやや深いところでもって、水温が低いわけでございますから、そこで、その水を利用したサケの養殖、これを実験してみたいといふうに考えております。ただいままでそういうふうに篤志家のものに補助が出来ませんでしたのは、これは役所のいろいろ補助要項その他でなかなか出しへきいかつとうになつておりまして、まさにこれに遺憾なことだと思います。

○松岡(亮)政府委員　大鮨の篤志家の研究につきましては、私も最近聞いたのでございますが、今までの成果を水産庁の担当官あるいは県等から調査に行つたところによりますと、確かにおもしろい研究でござりますが、淡水を井戸水でもつて海水と中和させて温度を下げる、それからえさのやり方については、いわば科学的なえさと肉との関係が検討されないでおるというような点にいろいろ不満もあるようございます。しかし、これは非常におもしろい研究としまして、われわれも今後十分注目してまいりたい。それと、いま漁政部長が申しました同じ性格の研究を実はもう多少水産府関係でやつておるわけです。というのは、いまの大鮨の人の研究は、人工的に井戸水などを使つてやつておるわけですけれども、これは水温

水温を保つ必要があるということをやりますと、むしろ、海の深いところを使つたほうが大量に養殖する上ではよいのではないかということで、実は宮城の試験場でそういう研究をやって、多少サケを大きくした写真もできております。そういう試験研究もございますので、できればことしの予備費あるいは来年度の予算におきまして予算化して、もつと半産業的規模の試験を行ないたい、こう考えております。

○赤路委員 あなたの言うことはわかるのだが、私の言つてることは、少し違うわけです。要するに、民間の研究家がほんとうに自分の一切のものをなげうてやつておるものを見眼視してはいかぬ。どんどん育成をしていくかまえがないといかぬ。これを私は水産庁のほうに持つてほしい。いままで二、三それとは違ひが、私は聞いておるわけだ。水産庁自体が研究をし、進めていくことはもちろん、民間にあるそういうよな研究家をやはり育成していく、そうしてそのいいところをどんどん吸収していく、これでこそ科学的に伸びていくわけです。そういう点に対する配慮が足りない過ぎる。四年間も民間人が一生懸命になつてやつておるものを見、いまから私たちはここでやりますと言つても、そうちしたものにつかづけをつけた者の功績などといふものは、やはり認めてやらなければいかぬ。私の言いたいことはそういうことなんです。現に大船は井戸を掘つてやつておる。あれは海岸から五十メートル離れたところに井戸を掘つておる。それで揚けておるのは海水なんです。井戸に入つてくるから、海水がそのままの罔海から直接とのでなくして、温度が下がつておるわけです。津軽石漁業協同組合がやつておるのは、淡水魚ですでに一年間これはもう成功しておるわけです。だから、私は、政府自身の手でやつていただくことはもちろんだが、こういう民間の研究家を見殺しにしないようにしなさい、もっと育成することを考えなさい。考えていただきたい、こういうことを申し上げておるのであります。

ましておきたいのです。きょう新聞を持つてこなかつたのですが、前々からある話ですが、マグロなんです。漁業白書の中にもこの点に触れて、カツオ、マグロ、まき網、底びき漁業については、向こう三年間調査をして必要な対策を立てるところです。漁業は言いません。それはおやりになつてけつこうですが、いま当面ここでどうマグロ漁業をするかということは、これは大きな問題だと思う。過去のことは私は言わない。こういふらなうしょく、やのんびりしておりますけれども。マグロなどといふものは、もう当面行き詰まつてしまつておる。三年間たつたらどうなるか。しかし、それは言いません。それはおやりになつてけつこうですが、いま当面ここでどうマグロ漁業をするかということは、これは大きな問題だと思う。過去のことは私は言わない。こういふらなう事態になつたということは、われわれにも一つの大きな罪があるわけです。いままで政治家ももつとこれに對して真剣に取組むべきであった。あるいは漁業者自身も考えなければならなかつた。しかししながら、より当面の責任者である水産庁としては、いまの時点において真剣にこれに取組む必要がある私は思う。調査資料をもらつてこれを調べてみたのですが、三十七年、三十八年、三十九年は大体五十三万五千トンから三千トン、ところが、漁船のほうは三十八年から三十九年にかけて六万四千トン、隻数にして千七百隻ほどふえたおるわけですね。もちろん、近海カツオ・マグロの関係もあるでしょう。いずれにしても、ここ三年間は漁獲量は五十三万トンのところで大体横ばいになつておる。ところが、トン数、隻数がふえるといふことになれば、これは当然一隻平均の漁獲量は下がつておるということなんです。これは経営に対して非常に大きな問題が生じてくる。これがいま一番問題の焦点になつておると私は思ふ。これをどう取り上げていくか。ただきようちょっと新聞を見てみると、大体ビンチヨウが十三万七千トン、その中で、三万トン程度を保管して国内消化に充てる、そろすると、あとは大体対外的に勝負がつくから、何とかマグロ漁業といふものはやっていけるのじゃないかという、これは

日經連のほうの考え方のようです。このことは、前から私も聞いておった。問題は、それでいいのかということです。これは日經連日本經簡連合会という一つの団体、これは全部業者が寄つた団体ですから、業者が寄つてやる場合は、できるだけ自分たちの被害のないように、何とかその中でやつていけるように考へることは当然だ。そういういろいろ協議をした結果が私はこれだと思う。これは私は聞いておりません。ただ新聞をちょつと読んだだけですが、これだと思う。私が永産庄に聞きたいのは、それで一体いいのか。今日、マグロの窮状といいますか、大きな転機にきておると私は思うのだが、それで打開できますか。それではやれるといふ自信をお持ちになりますか。この点をお聞きしたい。

の省力化懇談会をつくりまして、専門家による省力技術の検討をしてもらつたのであります。これはかなり好評を博して、直ちに実用化できるような成果があがつておるようでござります。それがなにものも含めた専門家の懇談会を新たに開催いたしまして、いわゆる業界代表的な意見でなく、むしろ専門家として、マグロ漁業を經營なりますが、そういう技術的な面だけでなく、經營的には流通面でどう考えていくかということの自由な意見をかわしながら、その中からわれわれとしてもよい施策を考え、やるべきものを実施に移してまいりたい、こう考えております。

○赤路委員 なかなかむずかしいことなんだが、私が冒頭に南鯖問題を取り上げたときに申し上げたように、水産庁としてはいろいろむずかしい点はあるだろうが、ほんとうにいま危機に当面している日本の漁業、特にマグロはその最たるものなんだが、これに対処する場合、よほどの強い決意と積極的ななまえがなければ私はやれぬと思う。まことに私は言いにくいことをむき出しに申し上げてすまぬと思うが、大体従来の水産庁のあり方を見てきて、ときどき感ずるのは、上層の諸君は一年半か二年でかわつておるのです。自分の在職するときだけは何とか問題がないようなどといふ考え方ではよくなつていきません。思い切つて考え方にはよくなつていきません。やつてもらわなければならないと思う。で、いまのあなたのやり方になろうとすること、それはよくわかる。そう私がいまここでしゃべるようには無鉄砲にはやり得ますまい。その点はわかる。ただ、一つ一つ調査をし、研究をし、ものを固めながら、まあ俗に言えば、石橋をたたいて渡らなければならないのです。そこをよほどしつかりしていかなければならぬと思うのです。

そこで、率直にお尋ねいたします。資源と労働とに立たなければいけない。資源を十分保持すると、いつたつてむずかしいのですが、資源を維持培養し

一つ、その中に経営が成り立っていく。同時に、労働がこれに伴わなければ意味がない。この三つを一体にして踏んまえて、現時点を考えて、総トン数が三十八万七千トンですか、それを踏んまえて考えたとき、現在のままではないいけない。私は率直に言つて、十三万七千トンのビンチューがとれる、三万トンだけ何とか保管すればというような手は、これは一つの方法であらう。しかし、それによつて解決がつくと私は考へない。思い切つてここで、ある程度のトン数、隻數をたな上げすると、いろいろなことを一応検討してみる必要があると思うが、その点はどうですか。率直に検討するかせぬか。

○松岡(亮)政府委員 業界の内部におきましても、実質減船をやるべきだという声がかなりあります。私どもも、減船の問題は實にむずかしい問題であると率直に思います。しかし、これは検討を必要とするものであります。

○赤路委員 かつて北洋の独航船、これは廢棄したときに、業者が寄つて補償を年賦払いにしておる。この方式はおそらくマグロのいまの現状ではとれないと思う。何かそうすることを考えていかなければならぬ。この点ひとついまおっしゃつたように御検討を願いたい。

次に、もう一つ、こういうことが検討の材料になるかどうか。海区別に操業をやらしめる。たとえば近海カツオ・マグロは北緯十度、この線から南へはおりてはいかぬ、こうなつております。あいう形に太平洋は太平洋、大西洋は大西洋、印度洋あるいは近海、これはどういふうに区分するかわかりませんが、一応海区別に隻數、トン数をきめて操業をやらしめるということが考えられるかどうか、検討の資料になるかどうか、この点ひとつ……。

○松岡(亮)政府委員 これはそういう意見もござります。水産庁の中にもあります。私は検討に値する考え方だと思うのですが、私自身の考え方を申しますと、逆なのでござります。むしろ、あまりめんどうな条件はできるだけ今後廢止した

○赤路委員 非常に具体的な問題で、これはきょう一日かかっておつてもなかなか済まぬことですが、大体大まかに押えていきますが、中漁衆の近海カツオ・マグロに対する答申に、これは大型化をうたつておるわけです。これに對してどうお考えになりますか。

○松岡(元)政府委員 先ほど来のお話がございましたように、マグロの資源の状態、漁獲率の状態からいたしまして、近海の三十九トン九九型をさらに大型にするといふのは、現状からしても、ますます經營の困難を来たすやえんではないかと考えております。

○赤路委員 最近三十九トン九九の近海カツオ・マグロの業者が寄つて、現在規制されておる区域を適用するのは延ばしてほしいという陳情があるわけです。これと、元般発表されました海上保安庁の白書に、三十九トン九九の船の海難事故数が確かにふえておるのであります。これとの関連を十分考えてみなければならぬが、そういうことを考えて御検討中であるかどうか、この点いかがですか。

○松岡(元)政府委員 三十九トン九九型の海難が非常に多いので、四十一年から北緯十度以北に制限するといふような措置をとつたわけでござります。そういう問題を含めまして検討中でござります。

○赤路委員 もう一つ、カツオ・マグロ關係で聞いておきます。三十七年度に沿岸漁業振興のためにといふので、かなりの許可数を出したわけですね。これを日付別にずっと見ていきますと、急速に出して、わずかの間にこれが大量に売買されておる、こういう事実があるのでですね。これは資料にはつきり出てきているわけです。これは好ましいことではない。この沿岸漁業振興を出したことそれ自体にも、いまになつてくれば問題が出てくら。しかし、これは起こつたことだから言わない

学校の練習船あるいは兼業許可船がありますね。もっと率直に言えば、権利だけを持つて、自分ではひとつも操業せぬで、権利貸ししてやっておる船主というのがあつて、それは全国にはすばらしい数があるのです。こうした問題も含め、先ほどから言うよくないろいろな要素を勘案して、この際、カツオ・マグロに対する根本的な対策を立てていく必要があるのでないか。それをただ単にこの際はというので、こう乘ぱりでやつておったのでは、いつかまた問題を起こしてくる。こういふ面では思い切つた前向きの姿勢、強い態度でやっていく必要があると思うわけです。この点に對して簡単に一言で所見があれば承つておきたいと思います。

○松岡(亮)政府委員 現在のマグロ漁業の問題は、その解決はきわめて困難な問題でござりますが、ただいま御鞭撻を受けました御趣旨を体しまして、大いに前進してまいりたいと思います。

○赤路委員 大体カツオ・マグロのほうはその程度にいたしておきます。

それから私は、ちょっと資源問題で以西の点に触れてみたいと思う。私は先ほどから資源に対しうかなりやかましく言っているのですが、三十八年度の水産の水揚げ高は大体四千八百三十億ですね。かなりな金額に上がつているわけです。これだけの水揚げをやるということは、あらゆる業種にわたって操業が行なわれて水揚げがされている。ところが、先ほどから言うように、だんだん資源が少なくなつてくる。あるいは魚体が小さくなつてくる。いろいろな資源上の問題が出てきているだけに、これは問題としては非常に大きいわけであります。とりさえすればよろしいといふとではないわけです。限界があれば、とり尽くしてしまえば自殺行為と同じことです。そういうことをやつちやいかぬ。またやらしめてはいけない。そこで、問題になるのが資源調査です。これは業者にやれと言つたって、業者がやれるものでない。だから、これは当然政府の手で資源調査を

やらなければならぬ。四千八百三十億の水揚げに對して、一体四十年度予算で資源調査費を何ぼ見ているか。これは一億九千万円、生物資源といらはそれだけ。それに今度は八水研のものがあるわけです。だが、この八水研のものが何はあるかわからぬ。この表によると、大体一億三百八十一万六千円が研究費のようになっているのだが、このうち資源調査に一体どれほど使われるのか。半分としたら五千万円。一体これで何を調査しようとするか。こう言つたら悪いよるだけれども、一例を以西にとつてみると。以西トロール底びき漁業資源調査費三百三十八万八千円。これで一体何を調査しますか。南シナ海から東シナ海、黄海にかけて、いま以西のはうはだんだん魚体が小さくなつてきてゐる。これは相川先生が九大におられたる時分から以西の資源問題は出でてゐるわけです。これに對して三百三十八万八千円。これは何の調査をおやりになりますか。これで十分だとお感じになりますか。

○赤路委員 長い間かかるて、私も資料をもらおうと思つてあわらこちらへ要求してきたのだが、どうも資源調査の縦縦といふものがなかなか出でこない。あなたがいま言うようなわけに出でこない。だから、これは参考だけつこうですからいい。ま長官がおっしゃるように、少なくとも県段階はおいておいて、国段階において、一体どの程度資源調査に四十年度経費を出しておるか、これほどうということなしにひとつお出し願いたい。私は資源といふものに非常に大きな不安を感じるわけです。だから、政府のほうではもう積極的に資源に対する調査をしていただきませんと、あらゆるところでバランスが破れてきてるわけです。これが今日の非常に大きな漁業の問題点になつておるわけですから、もつと資源調査をやり、そしてその上に立つて許可なり何なりといふものをやらないと、許可が先にいつちゃつて、資源調査が十分できていない、どんどん魚をとつていく、お手上げになる、これが私はいまの状態だと思うのです。この点はひとつ十分御考慮おき願いたいと思うわけです。

ツオ・マグロ・ボーネストン数を与えて増トンし  
たものが五百四十、沖合い底びきで二百十九、以  
西底びきで百八十二、まき網が百四、サケ・マス  
流し網で三百三十四、はえなわ十一、合計して千  
三百九十隻、これだけ三十九年十二月末でマル  
十、ボーネストン数をもつておるわけです。全  
部増トンしておるのでしょう。この船員設備改善  
に伴う増トン分が目的どおりに使われておるか、  
調査したことがありますか。

○松岡(亮)政府委員 おおむねそのとおり増トン  
されておりますが、中には悪質の違反をしている  
ものがあるようあります。というのは、船員設  
備の改善のための増トン、さらにまた改造してい  
くというような例があるやに聞いております。こ  
れはさらに調査をいたしまして、悪質のものにつ  
いては処分をいたしたい、こう考えております。  
○赤路委員 長官、マルトを許可するのは水産  
庁、増トン許可是水産庁、そして検査をするのは  
運輸省、だから許可を出すほうと検査をするほう  
とは違うわけです。そこに一つ問題点がある。し  
かし、その通達によりますと、改造をしたその國  
面は見やすいところに掲示しておくということに  
なつておる。私の聞く範囲では一千三百九十隻、そ  
れはまるまるやつていいというのが大半のよう  
うけれども、いずれにしても、ほとんどの他のもの  
に増トン分が使われておるというのが大半のよう  
に聞いておる。通達は出ますが、出しっぱなし、実  
際問題として検査なんかしたことはない。これだけ  
け問題になりながら、一隻も処分したやつはない  
でしょう。一隻でもありますか。ないんだ。やつ  
ていない。これは一つの例です。少なくとも政府  
が責任をもつて通達をし、それが行なわれておる  
か行なわれてないかくらいのことは調べなければ  
いいかぬ。しかもそれは今度許可の更新期になつ  
た場合、これが一つのポイントになる。法律には  
ちゃんとあるわけです。こういうところにも問題  
が生じてくる。これは從来の水産行政のマンネリ  
ズムの一一番大きな欠陥です。これは今後のあれも  
あることからでら、十分注意をしておいてもらわ

なければ困る。

○湯山委員 関連して

いま赤路委員から私どもの非常に聞きたいことがあります。例をあげて申しますが、テングサなどは相当多量にメキシコあるいはアフリカ、スペインその他から輸入されております。しかしながら、民間研究の中に、テングサの養殖について相当進んだものがある。これについては水産庁としては、そのやり方にはいろいろ欠陥があるのだというようなことで、これを排除しておられます。しかし、排除すべきものじやなくて、協力して完成してやるといふがまえが私は必要ではないかと思うので、この点は、先ほどサケについて赤路委員から御質問がありました。たが、テングサ等についても、これが完成されれば、すいぶん輸入が少なくなつてまいりますし、さらに真珠のいかだあたりも、下へつり下げて養殖するというようなことも私は可能じやないもので、ワカメはすでに人工養殖されおりますが、コンブは一体どうなんでしょう。そういう研究が進められておるかどうか。さらにまたアマノリ、アマノリの優生世代は、実はアマノリを食べておるの日本が本場でありながら、日本では結局見つけることができなくて、ヨーロッパのほうでこれを見つけた。しかし、そのことが、今日日本のアマノリの養殖に非常に大きな貢献をしておる。これは御存じのとおりです。そこで、そういった基礎的な研究、こういふのはぜひ水産庁として取り組んでいただきたい。現に残っている問題は、ウナギの生活史だと思います。これなども大西洋のウナギは生活史がはつきりしておる。ウナギを一番よく食べる日本が、ウナギの生活史がわかつてない。これなども、いまのアマノリの世代交替

と同じように、これが一体解明されば、ウナギのミ谜

の養殖はどんなに大きく貢献するか、これにはどう知れないものがあると思うのです。さつきサケの川にさかのぼってくるということについてお話をございましたが、ウナギの稚魚なども、必ずしもいまのようにいつまでも川に上がつてゐるのに依存するということでもきない時代が来るのではないかと懸念されるわけで、こういったような問題とほんとうに取り組むのかどうなのか、ひとつ御所見を伺いたいし、ぜひ取り組んでいただきたいといふ御希望を申し上げたいと思いますが、ひとつ御答弁をお願いいたしたいと思います。

○松岡(亮)政府委員 海草類の人工養殖あるいはウナギの養殖研究は、かなり水産庁としましては力を入れてやつてある事項でございます。

養殖技術の進歩はかなり目ざましいものがあると思っておりますが、いまお話をありました中で、テングサの問題でござりますが、これは私詳しくは存じませんが、確かに民間に非常に熱心に研究している人がおります。国からこれに補助金をつけて実用化するようより要請したが、水産庁がいつも断わるといふような不満があり、国会講演なども出たということを聞いておりますが、これは必ずしも水産庁は断つていいないのでござります。構造改善事業で、そのテングサの養殖をやろうとする者には補助を出してほしいということにしておるのでございますが、都道府県は必ずしも取り上げない。やってみると、うまくいつたり、うまくいかなかつたりといふのが事実のようになります。

すが、大西洋で発見されたものも、どうもかなり偶然的な要素があつてやゝ開いてゐるのであります。

○湯山委員 申し上げておる点は、テングサにつきましては、研究は個人の犠牲においてやつた。いまおっしゃつたように、成功する場合もあるし、しない場合もある。それを成功するようには協力して仕上げてやるということが、私は大切にやつないかといふことを申し上げておるわけで、県のほうで、うまくいくことといかぬことがあるからどうにもならないというのでなくて、ここまで來たものを——そして研究のポイントといふものでは、これが成功すれば非常に大きいと思います。そこで、ぜひ取り上げてひとつ完成するといふことに協力をすべきじゃないかということをお尋ねをしておるわけです。ウナギの問題も、これも個体の要素もあるうけれども、常にそういうことを心がけていなければなかなかできないことだ。アマノリの場合などは、世界で一番研究が進んでいるのは日本であったということですけれども、実はお株をヨーロッパのほうに奪われておるというようなことから、いわばもつとそらいう方面に力を入れて、むだのようでもその金はどこかで生きてくるということですから、ひとつぜひそういう方面に画期的な力を入れていただきたいといふことを御要望申し上げまして、関連でござりますから、終わることにいたします。

○松岡(亮)政府委員 日本漁船の拿捕されたものについての請求権については、日韓交渉の妥

結のための大局的な見地から、日本側が放棄しなければございますが、その際に、これは日本と一緒に李ラインを実質的に撤廃してもらつて、日本側も放棄する。こういうことでありますと、条件といいますか、従来のように拿捕が続くようなでは、そういったことではもう意味がなくなります。そういう考え方でございます。

○赤路委員 ここが問題なんですね。これはどうばの定義といいますか、これは非常にむずかしくなりますが、われわれは先ほどから言いましてたように、公海における操業というものは自由でなければならぬ。公海自由の原則というものはどの国も異存はないと私は思ふ。公海における安全操業、そろすると、公海は公海でないということになる。公海における安全操業の維持ということ自体がおかしい。公海は自由でなければならない、こう解釈する。だから、公海でちらが漁業をめらうとするとき、安全を維持するために何とかやってくれと向こうの相手国に言うということになるので、それはもう公海でなくなるわけですね。これは変な理屈になるわけですけれども、こればらば、これは話はわかる。今度の場合は共同規制水域内における操業についてははどうう規制か、それを処置するのは日本国がやるので、相手の船を監視し、日本の船が間違いを犯したときは納得しましよう。条約のもとで行なわれる操業を維持するために白紙に返して請求権を放棄するというのでは、話にならぬ。第一、筋が通じぬ。私は、共同規制水域内とかいうのなれば、そして認めましよう——というと変だけれども、こういふはかな話はない。だから、公海における安全操業を維持するために白紙に返して請求権を放棄するなどとも公海と頭に打つ限りにおいては、このいふはかな話はない。日韓の問題だけやしないのだから、これはあとへ悪い影響を及ぼしま



けの金額なんです。これに対してもう少し詳しく見舞い金が月額六千円、合計いたしまして、十一万四千円、そろしますと、この事件を起こして現までの収入が百一万四千三百七十九円、あとはあまりこまかく言いませんが、ざつと百万円、これがいままでの収入。これをかりにこの期間事故がなかった、本人が元気で就業をしておったといいますと、本人が受け取るべきこの間の金額は百七十八万円なんです。こまかい点は捨てまして、百七十八万円なんです。月に平均いたしますと、五万七千四百三十円と出ておる。これは私どもが、ちょうど一ヶ月ほど前ですが、以西底びきの五つの労働組合の諸君に来てもらつて、いろいろまかく調査いたしましたが、大体以西底びきにおける普通一人前の甲板員の月給は五万七、八千円、だからこれはこのとおりだと思う。そうすると、百七十八万円は、当然元気で事故がなければ収入があるわけです。それが百万しかないわけですから、先ほど言ったように、船員保険の関係が百万円しかないから、ここで大体七十七万ほど収入が減じておることになる。それから先ほどお医者さんの読んだように、この人はもう重労働につかない。だから、これを一応換算すると、四十三歳から五十五歳を定年として、この間の収入、これを見ていきますと、大体月額五万七千円ですね。三百円、月二十日間とすると、これが九千六千円になる。それから退職金がこの間もらえるのが二十三万五千円、これを全部合計いたしますと、千五十七万八千八百九十九円になる。だから、通常事故がなくて働いて、そして定年までいってやめた場合のその間の収入といふものは一千五十七万八千八百九十九円になる。こういうことですね。三ヶ月、月二十日間とすると、これが九千六千円になる。それから退職金がこの間もらえない。これが一〇〇%かなえられるか何バーセントかなえられるかは、これは別。しかしながら、

現に政府が認めない公海において、相手國に拿捕され、しかも殴打され、病氣になり、現在なおかつ病床にある。もう重労働はできない。船には乗れない。ほうつておくといふ話はない。当然要求してしかるべきだと私は思うわけだ。ところが、先ほどから言つたように、大局的見地の上に立つて、これを白紙還元して放棄したことになれば、これらのことは政府が補償する責任が生じてくると私は思う。これを何らできないということがあつては、これは人道上の問題だ。これは一つの例にしかすぎない。萩であるとか、山口県のあの近海の小さい船主で、すでに倒産をし、今日生活保護を受けて生活しておるというと、私は聞いておる。これも大きな犠牲なんです。農地報償法案で千五百億も出す政府が、少しは考えてみたらどうか。こういうものがあるが、いずれもこれは資料としてお出しします。私のほうへこれは来ておるもののです。だから、こういうことを十分ひとつ勘案をし、そうして落ちなくやつてもらいたい。簡単なものじゃありませんよ。

ここで一つお尋ねしますが、倒産をして生活保護を受けている人間が何人あるか、こういうように不具になつておる者が何名おるか、あそこでやられて、もう船へ乗れないで、ほかの職場で働いておる者も何名あるか、そういう調査はできますか。

○松岡(堺)政府委員 手元に資料を持ってまいつておりますが、障害で再起不能と認められる人は二人おられる、大体そういうことです。倒産した方も若干おると思っておりますが、手元に遺憾ながら資料を用意しておりませんので、正確なことは申し上げかねます。

○赤路委員 おそらくこの点はできていなかつておりませんが、障害で再起不能と認められる人は二人おられる、大体そういうことです。

事業中であろうと思うが、その作業にあたつては、もう大体五時半も過ぎたようになりますから、本日はこれで終りますが、なお、きょうは特に松井委員にも出席を願つておるわけなんであつて、私は沿岸問題にもほんと今日は離れておらずません。したがつて、この漁業問題につきましては、後刻答弁を求めるにいたします。

○赤路委員 おそらくこの点はできていなかつておりませんが、障害で再起不能と認められる人たちは野となれども、ほりっぱなしに放棄したことが、大局的見地から放棄したことになれば、これは野となれども、ほりっぱなしに放棄したことには、私は筋が通らぬと思います。こ細に十分それらの点を調査し、その人たちに、たとえどういう姿であるにしても、少なくとも納得のいくような万全の処置をとる、そしてこそ、あとは野となれども、ほりっぱなしに放棄したことには、私は筋が通らぬと思います。この点、要望をいたしておきます。

もう一点だけで、あとは次回へ譲りますが、そこで、聞きたいのは、正式調印がないのだからやめておきましょう。私は、今までに仮調印の中で決定された出漁隻数、これをどうするかということは、今後のかなりの問題点だと思うわけです。何を一体基準にしてやるのか。こうしたもののが単なる陳情の度数であるとか、あるいはもつと率直に言って、政治的圧力であるとか、何か変なものでやられるというと、事後に非常なしこりを残す。少なくとも、どの面から考えてみても妥当である、正し、こういうよくな一つの基準をつかりきめて、その基準の上に乗つてこうしたものは決定していく、そうあるべきだと思います。まだ正式調印はありません。おそらくいま作業中であろうと思うが、その作業にあたつては、いま私が申し上げたようなことをひとつ十分腹の中へ入れて、これに対処してもらいたいと思う。いずれこれは後刻答弁を求めるにいたします。

○赤路委員 おそらくこの点はできていなかつておりませんが、障害で再起不能と認められる人たちは野となれども、ほりっぱなしに放棄したことには、私は筋が通らぬと思います。このためにも、そういうものをよく調査をすることと、黙つておる者がばかを見る、何かかんか言つては、後日また足らざる点は私のほうから、あるいはまた松井委員のほうから御質問申し上げますから、これで本日は私のほうの質問を終わること

にいたします。  
○仮谷委員長代理 次会は明十九日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。  
午後五時三十五分散会

昭和四十年五月三十一日印刷

昭和四十年六月一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局